

# **上越市地域防災計画 (原子力災害対策編)**

**平成 31 年 2 月修正案**

**新 旧 対 照 表**

修正前	修正案	修正理由
<b>原子力災害対策編目次</b>	<b>原子力災害対策編目次</b>	
<b>第1部 総 則</b>	<b>第1部 総 則</b>	
第 1 節 計画作成の趣旨 .....	第 1 節 計画作成の趣旨 .....	
第 2 節 計画の基礎とするべき災害の想定 .....	第 2 節 計画の基礎とするべき災害の想定 .....	
第 3 節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲 .....	第 3 節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲 .....	
第 4 節 発電所の状態に基づく緊急事態区分 .....	第 4 節 発電所の状態に基づく緊急事態区分 .....	
第 5 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 .....	第 5 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 .....	
第 6 節 用語の解説 .....	第 6 節 用語の解説 .....	
<b>第2部 原子力災害対策</b>	<b>第2部 原子力災害対策</b>	
<b>第1章 原子力災害事前対策</b>	<b>第1章 原子力災害事前対策</b>	
第 1 節 基本方針 .....	第 1 節 基本方針 .....	
第 2 節 原子力事業者防災業務計画に対する県からの意見聴取等 .....	第 2 節 原子力事業者防災業務計画に対する県からの意見聴取等 .....	
第 3 節 安全協定の適切な運用 .....	第 3 節 安全協定の適切な運用 .....	
第 4 節 原子力防災専門官及び <u>地方放射線モニタリング対策官</u> との連携 .....	第 4 節 原子力防災専門官及び <u>上席放射線防災専門官</u> との連携 .....	県計画を踏 えた修正（名 称の変更）
第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	
第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備 .....	第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備 .....	
第 7 節 緊急事態応急体制の整備 .....	第 7 節 緊急事態応急体制の整備 .....	
第 8 節 屋内退避・避難体制の整備 .....	第 8 節 屋内退避・避難体制の整備 .....	
第 9 節 複合災害時対応体制の整備 .....	第 9 節 複合災害時対応体制の整備 .....	
第 10 節 緊急輸送活動体制の整備 .....	第 10 節 緊急輸送活動体制の整備 .....	
第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 .....	第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 .....	
第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 .....	第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 .....	
第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定 .....	第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定 .....	
第 14 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 .....	第 14 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 .....	
第 15 節 防災業務関係者の人材育成 .....	第 15 節 防災業務関係者の人材育成 .....	
第 16 節 防災訓練等の実施 .....	第 16 節 防災訓練等の実施 .....	
<b>第2章 緊急事態応急対策</b>	<b>第2章 緊急事態応急対策</b>	
第 1 節 基本方針 .....	第 1 節 基本方針 .....	
第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保 .....	第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保 .....	
第 3 節 活動体制の確立 .....	第 3 節 活動体制の確立 .....	

<p>第 4 節 屋内退避、避難等の防護措置</p> <p>第 5 節 治安の確保</p> <p>第 6 節 飲食物の出荷制限、摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限</p> <p>第 7 節 緊急輸送活動</p> <p>第 8 節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>第 9 節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第 10 節 自発的支援の受入れ</p> <p>第 11 節 防災業務関係者防護対策</p> <p>第 12 節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>第 13 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p>	<p>第 4 節 屋内退避、避難等の防護措置</p> <p>第 5 節 治安の確保</p> <p>第 6 節 飲食物の出荷制限、摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限</p> <p>第 7 節 緊急輸送活動</p> <p>第 8 節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>第 9 節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第 10 節 自発的支援の受入れ</p> <p>第 11 節 防災業務関係者防護対策</p> <p>第 12 節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>第 13 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p>
<p><b>第 3 章 複合災害対策</b></p> <p>第 1 節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営</p> <p>第 2 節 複合災害時における応急対策</p>	<p><b>第 3 章 複合災害対策</b></p> <p>第 1 節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営</p> <p>第 2 節 複合災害時における応急対策</p>
<p><b>第 4 章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>第 1 節 基本方針</p> <p>第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>第 3 節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第 4 節 産業等への支援</p> <p>第 5 節 心身の健康相談体制の整備</p>	<p><b>第 4 章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>第 1 節 基本方針</p> <p>第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>第 3 節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第 4 節 産業等への支援</p> <p>第 5 節 心身の健康相談体制の整備</p>

<h2>第1部 総 則</h2> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <h3>第1節 計画作成の趣旨</h3> </div> <p><b>1 計画の目的</b></p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である<u>東京電力株式会社</u>（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、上越市や新潟県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<h2>第1部 総 則</h2> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <h3>第1節 計画作成の趣旨</h3> </div> <p><b>1 計画の目的</b></p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である<u>東京電力ホールディングス株式会社</u>（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、上越市や新潟県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>2～4 (略)</p>
--	--

第2節 計画の基礎とするべき災害の想定	第2節 計画の基礎とするべき災害の想定
<p><b>1 災害の想定</b></p> <p>原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態</p> <p>原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年3月に発生した<u>東京電力株式会社</u>福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>1 災害の想定</b></p> <p>原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態</p> <p>原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年3月に発生した<u>東京電力ホールディングス株式会社</u>福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p>(2) (略)</p>

### 第3節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

1 (略)

#### 2 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、下表のとおり区域等を区分している。  
なお、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「重点区域」という。）については、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）としている。

区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
即時避難区域 【P A Z : Precautionary Action Zone】	(略)	(略)

### 第3節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

1 (略)

#### 2 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、下表のとおり区域等を区分している。  
なお、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「重点区域」という。）については、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）としている。

区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
即時避難区域 【P A Z : Precautionary Action Zone】	(略)	(略)

県計画を踏まえた修正（原子力災害対策指針の改正の反映（原災指針の改正により、P P Aの範囲とP P Aにおける防護措置を検討する旨が削除され、必要に応じてU P Z同様に対応することとされたことから、P P Aと放射線量監視地域を一本化し、距離によらず状況に応じて防護対策を実施する旨を記述。P P Aと放射線量監視地域の相違点である屋内退避計画策定については、地域の実情に応じて策定する旨を記述。名称は、現

<p>避難準備区域 【 U P Z : Urgent Protective action Planning Zone】</p>	<p>半径おおむね 5~30 キロメートル圏</p>	<p>事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル<u>※2</u> (以下「O I L」という。) の考え方や<u>(追加)</u> <u>環境放射線モニタリング (追加)</u>の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、<u>屋内退避</u>又は避難の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね 30 キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p>	<p>避難準備区域 【 U P Z : Urgent Protective action Planning Zone】</p>	<p>半径おおむね5~30キロメートル圏</p>	<p>事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル<u>(削除)</u> (以下「O I L」という。) の考え方や<u>施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング (以下「緊急時モニタリング」という)</u>の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、<u>(削除)</u>避難の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね 30 キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p>	<p>行計画の P P A 外の名称である「放射線量監視地域 (U P Z 外)」とする。) 県計画を踏まえた修正 (文言整理) 県計画を踏まえた修正 (U P Z における屋内退避は全面緊急事態 (放出前) で実施するため削除)</p>
<p>屋内退避計画地域 【 P P A : Plume Protection Planning Area】</p>	<p>半径おおむね 30~50 キロメートル圏</p>	<p>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、<u>屋内退避や、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域</u>  とし、<u>環境放射線モニタリング</u>の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果 <u>(追加)</u> <u>により、必要に応じて、屋内退避や (追加) 安定ヨウ素剤の服用 (追加)</u>を実施する。 <u>なお、屋内退避計画地域 (P P A) においても、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、避難準備区域 (U P Z) と同様の対応を実施する。</u></p>	<p><u>放射線量監視地域 (U P Z 外)</u></p>	<p><u>U P Z の外の地域</u></p>	<p>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、<u>あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域</u>とし、<u>緊急時モニタリング</u>の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、<u>飲食物の汚染状況調査等</u>により、必要に応じて、屋内退避や<u>避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等</u>を実施する。 <u>(削除)</u></p>	

修正前			修正案			修正理由
区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応	区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応	
放射線量監視地域	県内全域	<p><u>安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。</u></p> <p><u>また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。</u></p> <p><u>なお、放射線量監視地域においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、避難準備区域（U P Z）又は屋内退避計画地域（P P A）と同様の対応を実施する。</u></p>	(削除)	(削除)	(削除)	県計画を踏ました修正（原災指針改正の反映）
<p>※1 原子力発電所の状態等に基づく緊急事態判断基準の設定は、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。</p> <p>※2 運用上の介入レベルは今後、国等における検討状況を踏まえ、具体に整理する。</p>						県計画を踏ました修正（原災指針改正の反映（運用上の介入レベルが制定されたため削除））

修正前	修正案	修正理由								
<p><b>3 上越市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲</b> 本市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>U P Z (避難準備区域)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>柿崎区：全域</li> <li>吉川区：全域</li> <li>浦川原区：小麦平町内会</li> <li>大島区：板山町内会、田麦町内会、竹平町内会、藤尾町内会</li> <li>大潟区：雁子浜町内会、内雁子町内会</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>P P A (屋内退避計画地域)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記を除く全市域</li> </ul> <p style="color: red;"><u>※ 住民の安全確保に万全を期するため、上記を除く全市域をP P A（屋内退避計画地域）とする。</u></p> </td></tr> </table>	U P Z (避難準備区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>柿崎区：全域</li> <li>吉川区：全域</li> <li>浦川原区：小麦平町内会</li> <li>大島区：板山町内会、田麦町内会、竹平町内会、藤尾町内会</li> <li>大潟区：雁子浜町内会、内雁子町内会</li> </ul>	P P A (屋内退避計画地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記を除く全市域</li> </ul> <p style="color: red;"><u>※ 住民の安全確保に万全を期するため、上記を除く全市域をP P A（屋内退避計画地域）とする。</u></p>	<p><b>3 上越市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲</b> 本市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>U P Z (避難準備区域)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>柿崎区：全域</li> <li>吉川区：全域</li> <li>浦川原区：小麦平町内会</li> <li>大島区：板山町内会、田麦町内会、竹平町内会、藤尾町内会</li> <li>大潟区：雁子浜町内会、内雁子町内会</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>放射線量監視地域（U P Z外）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記を除く全市域</li> </ul> <p style="color: red;"><u>※ 必要に応じてU P Z（避難準備区域）と同様に対応する。</u></p> </td></tr> </table>	U P Z (避難準備区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>柿崎区：全域</li> <li>吉川区：全域</li> <li>浦川原区：小麦平町内会</li> <li>大島区：板山町内会、田麦町内会、竹平町内会、藤尾町内会</li> <li>大潟区：雁子浜町内会、内雁子町内会</li> </ul>	放射線量監視地域（U P Z外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記を除く全市域</li> </ul> <p style="color: red;"><u>※ 必要に応じてU P Z（避難準備区域）と同様に対応する。</u></p>	県計画を踏まえた修正（原災指針の改正の反映）
U P Z (避難準備区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>柿崎区：全域</li> <li>吉川区：全域</li> <li>浦川原区：小麦平町内会</li> <li>大島区：板山町内会、田麦町内会、竹平町内会、藤尾町内会</li> <li>大潟区：雁子浜町内会、内雁子町内会</li> </ul>									
P P A (屋内退避計画地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記を除く全市域</li> </ul> <p style="color: red;"><u>※ 住民の安全確保に万全を期するため、上記を除く全市域をP P A（屋内退避計画地域）とする。</u></p>									
U P Z (避難準備区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>柿崎区：全域</li> <li>吉川区：全域</li> <li>浦川原区：小麦平町内会</li> <li>大島区：板山町内会、田麦町内会、竹平町内会、藤尾町内会</li> <li>大潟区：雁子浜町内会、内雁子町内会</li> </ul>									
放射線量監視地域（U P Z外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記を除く全市域</li> </ul> <p style="color: red;"><u>※ 必要に応じてU P Z（避難準備区域）と同様に対応する。</u></p>									

修正前	修正案	修正理由
<p>【原子力災害対策を実施すべき地域の範囲】</p> <p>柏崎刈羽 原子力発電所</p> <p>5 km</p> <p>避難準備区域 (UPZ) </p> <p>屋内退避計画地域 (PPA) </p> <p>柿崎区 大潟区 吉川区 頸城区 浦川原区 大島区 名立区 合併前上越市 三和区 牧区 清里区 板倉区 中郷区 約 70 km 約 30 km</p>	<p>【原子力災害対策を実施すべき地域の範囲】</p> <p>柏崎刈羽 原子力発電所</p> <p>5 km</p> <p>避難準備区域 (UPZ) </p> <p>放射線量監視地域 (UPZ外) </p> <p>柿崎区 大潟区 吉川区 頸城区 浦川原区 大島区 名立区 合併前上越市 三和区 牧区 清里区 板倉区 中郷区 約 70 km 約 30 km</p>	<p>県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映）</p>

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第4節 発電所の状態に基づく緊急事態区分</b></p> <p><b>1 発電所の状態に基づく緊急事態区分</b></p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。</p> <p>このような対応を実現するため、以下のとおり発電所の状況に応じて、緊急事態を下表のとおり区分する。</p> <p>(1) 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常気象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、(追加)</p> <p>緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階</p> <p>(3) 全面緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</p>	<p><b>第4節 発電所の状態に基づく緊急事態区分</b></p> <p><b>1 発電所の状態に基づく緊急事態区分</b></p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。</p> <p>このような対応を実現するため、以下のとおり発電所の状況に応じて、緊急事態を下記のとおり区分する。</p> <p>(1) 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階</p> <p>(3) 全面緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</p>	字句修正  県計画を踏まえた修正（具体的に記述）

修正前	修正案	修正理由								
<p><b>第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 各機関等の事務又は業務の大綱</b> 原子力防災（複合災害時を含む）に関し、各機関等の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 越 市</td><td>           1 上越市防災会議に関すること            2 上越市災害警戒本部、上越市災害対策本部及び上越市現地災害対策本部の設置に関すること            3 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること            4 市内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること            5 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練及び職員に対する教育訓練に関すること            6 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること            7 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること            8 安全協定に基づく連絡会の開催、通報連絡の受入、現地確認及び意見交換に関すること            9 原子力災害対策の実施に必要な国の専門家等の派遣要請及び受け入れ等に関すること            10 事故状況の把握及び連絡に関すること            11 <u>環境放射線モニタリング (追加)</u>に関すること            12 災害広報並びに避難準備情報の発出、避難の勧告、指示に関すること            13 被災者の救助に関すること            14 県知事の委任を受けて行う、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助に関すること            15 県の<u>緊急被ばく</u>医療措置に対する協力に関すること            16 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること            17 消防活動及び浸水対策活動に関すること            18 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること            19 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること            20 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること            21 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること            22 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること         </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1 上越市防災会議に関すること 2 上越市災害警戒本部、上越市災害対策本部及び上越市現地災害対策本部の設置に関すること 3 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること 4 市内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 5 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練及び職員に対する教育訓練に関すること 6 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 7 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 8 安全協定に基づく連絡会の開催、通報連絡の受入、現地確認及び意見交換に関すること 9 原子力災害対策の実施に必要な国の専門家等の派遣要請及び受け入れ等に関すること 10 事故状況の把握及び連絡に関すること 11 <u>環境放射線モニタリング (追加)</u> に関すること 12 災害広報並びに避難準備情報の発出、避難の勧告、指示に関すること 13 被災者の救助に関すること 14 県知事の委任を受けて行う、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助に関すること 15 県の <u>緊急被ばく</u> 医療措置に対する協力に関すること 16 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 17 消防活動及び浸水対策活動に関すること 18 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 19 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 20 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 21 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 22 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	<p><b>第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 各機関等の事務又は業務の大綱</b> 原子力防災（複合災害時を含む）に関し、各機関等の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 越 市</td><td>           1 上越市防災会議に関すること            2 上越市災害警戒本部、上越市災害対策本部及び上越市現地災害対策本部の設置に関すること            3 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること            4 市内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること            5 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練及び職員に対する教育訓練に関すること            6 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること            7 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること            8 安全協定に基づく連絡会の開催、通報連絡の受入、現地確認及び意見交換に関すること            9 原子力災害対策の実施に必要な国の専門家等の派遣要請及び受け入れ等に関すること            10 事故状況の把握及び連絡に関すること            11 <u>緊急時モニタリングへの協力</u>に関すること            12 災害広報並びに避難準備情報の発出、避難の勧告、指示に関すること            13 被災者の救助に関すること            14 県知事の委任を受けて行う、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助に関すること            15 県の<u>原子力災害</u>医療措置に対する協力に関すること            16 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること            17 消防活動及び浸水対策活動に関すること            18 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること            19 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること            20 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること            21 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること            22 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること         </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1 上越市防災会議に関すること 2 上越市災害警戒本部、上越市災害対策本部及び上越市現地災害対策本部の設置に関すること 3 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること 4 市内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 5 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練及び職員に対する教育訓練に関すること 6 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 7 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 8 安全協定に基づく連絡会の開催、通報連絡の受入、現地確認及び意見交換に関すること 9 原子力災害対策の実施に必要な国の専門家等の派遣要請及び受け入れ等に関すること 10 事故状況の把握及び連絡に関すること 11 <u>緊急時モニタリングへの協力</u> に関すること 12 災害広報並びに避難準備情報の発出、避難の勧告、指示に関すること 13 被災者の救助に関すること 14 県知事の委任を受けて行う、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助に関すること 15 県の <u>原子力災害</u> 医療措置に対する協力に関すること 16 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 17 消防活動及び浸水対策活動に関すること 18 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 19 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 20 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 21 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 22 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	県計画を踏ました修正(文言整理)  県計画を踏ました修正(原災指針改正の反映)
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
上 越 市	1 上越市防災会議に関すること 2 上越市災害警戒本部、上越市災害対策本部及び上越市現地災害対策本部の設置に関すること 3 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること 4 市内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 5 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練及び職員に対する教育訓練に関すること 6 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 7 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 8 安全協定に基づく連絡会の開催、通報連絡の受入、現地確認及び意見交換に関すること 9 原子力災害対策の実施に必要な国の専門家等の派遣要請及び受け入れ等に関すること 10 事故状況の把握及び連絡に関すること 11 <u>環境放射線モニタリング (追加)</u> に関すること 12 災害広報並びに避難準備情報の発出、避難の勧告、指示に関すること 13 被災者の救助に関すること 14 県知事の委任を受けて行う、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助に関すること 15 県の <u>緊急被ばく</u> 医療措置に対する協力に関すること 16 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 17 消防活動及び浸水対策活動に関すること 18 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 19 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 20 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 21 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 22 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
上 越 市	1 上越市防災会議に関すること 2 上越市災害警戒本部、上越市災害対策本部及び上越市現地災害対策本部の設置に関すること 3 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること 4 市内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 5 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練及び職員に対する教育訓練に関すること 6 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 7 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 8 安全協定に基づく連絡会の開催、通報連絡の受入、現地確認及び意見交換に関すること 9 原子力災害対策の実施に必要な国の専門家等の派遣要請及び受け入れ等に関すること 10 事故状況の把握及び連絡に関すること 11 <u>緊急時モニタリングへの協力</u> に関すること 12 災害広報並びに避難準備情報の発出、避難の勧告、指示に関すること 13 被災者の救助に関すること 14 県知事の委任を受けて行う、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助に関すること 15 県の <u>原子力災害</u> 医療措置に対する協力に関すること 16 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 17 消防活動及び浸水対策活動に関すること 18 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 19 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 20 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 21 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 22 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること									

	修正前	修正案	修正理由
上 越 市	<p>23 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること</p> <p>24 ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること</p> <p>25 市道の通行確保に関すること</p> <p>26 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること</p> <p>27 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること</p> <p>28 防災業務関係者の被ばく管理に関すること</p> <p>29 汚染物質の除去及び除染に関すること</p> <p>30 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること</p> <p>31 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること</p> <p>32 風評被害等の影響の軽減に関すること</p> <p>33 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること</p> <p>34 こころのケア・救護所設置に関すること</p> <p>35 児童、生徒の退避及び避難に関すること</p> <p>36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること</p> <p>37 <u>(追加)</u>児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること</p> <p>38 住民等からの問合せに対する対応に関すること</p> <p>39 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること</p> <p>40 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること</p> <p>41 心身の健康相談に関すること</p> <p>42 災害予警報等情報伝達に関すること</p> <p>43 被災状況に関する情報収集に関すること</p> <p>44 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p>	<p>23 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること</p> <p>24 ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること</p> <p>25 市道の通行確保に関すること</p> <p>26 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること</p> <p>27 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること</p> <p>28 防災業務関係者の被ばく管理に関すること</p> <p>29 汚染物質の除去及び除染に関すること</p> <p>30 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること</p> <p>31 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること</p> <p>32 風評被害等の影響の軽減に関すること</p> <p>33 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること</p> <p>34 こころのケア・救護所設置に関すること</p> <p>35 児童、生徒の退避及び避難に関すること</p> <p>36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること</p> <p>37 <u>教職員</u>、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること</p> <p>38 住民等からの問合せに対する対応に関すること</p> <p>39 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること</p> <p>40 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること</p> <p>41 心身の健康相談に関すること</p> <p>42 災害予警報等情報伝達に関すること</p> <p>43 被災状況に関する情報収集に関すること</p> <p>44 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p>	県計画を踏まえた修正(対象の明確化)

#### 【消防機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
上越地域消防事務組合	<p>1 火災予防、災害防止対策及び指導に関すること</p> <p>2 防護対策を講ずるべき区域の消火活動に関すること</p> <p>3 災害応急対策に関すること</p> <p>4 災害時における救助活動に関すること</p> <p>5 災害時における傷病者の緊急輸送に関すること</p> <p>6 市民等に対する広報に関すること</p> <p>7 市民等の避難、屋内退避の誘導に関すること</p> <p>8 <u>緊急被ばく</u>医療措置に対する協力に関すること</p> <p>9 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</p>

#### 【消防機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
上越地域消防事務組合	<p>1 火災予防、災害防止対策及び指導に関すること</p> <p>2 防護対策を講ずるべき区域の消火活動に関すること</p> <p>3 災害応急対策に関すること</p> <p>4 災害時における救助活動に関すること</p> <p>5 災害時における傷病者の緊急輸送に関すること</p> <p>6 市民等に対する広報に関すること</p> <p>7 市民等の避難、屋内退避の誘導に関すること</p> <p>8 <u>原子力災害</u>医療措置に対する協力に関すること</p> <p>9 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</p>

県計画を踏まえた修正(原災)

修正前		修正案		修正理由																											
	すること 10 救急活動の実施に関すること		すること 10 救急活動の実施に関すること	指針改正の反映)																											
<b>【新潟県】</b>																															
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																												
<p>新潟県</p> <table border="1"> <tr><td>1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること</td></tr> <tr><td>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること</td></tr> <tr><td>3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること</td></tr> <tr><td>4 通信連絡網の整備に関すること</td></tr> <tr><td>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</td></tr> <tr><td>6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること</td></tr> <tr><td>7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること</td></tr> <tr><td>8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること</td></tr> <tr><td>9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること</td></tr> <tr><td>10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること</td></tr> <tr><td>11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること</td></tr> <tr><td>12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</td></tr> <tr><td>13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること</td></tr> <tr><td>14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること</td></tr> <tr><td>15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること</td></tr> <tr><td>16 環境放射線モニタリングに関すること</td></tr> <tr><td>17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること</td></tr> <tr><td>18 <u>緊急被ばく</u>医療措置に関すること</td></tr> <tr><td>19 飲食物の摂取制限等に関すること</td></tr> <tr><td>20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること</td></tr> <tr><td>21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること</td></tr> <tr><td>22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること</td></tr> <tr><td>23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること</td></tr> <tr><td>24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること</td></tr> <tr><td>25 汚染物質の除去及び除染に関すること</td></tr> <tr><td>26 各種制限措置の解除に関すること</td></tr> <tr><td>27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること</td></tr> </table>					1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること	2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること	3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること	4 通信連絡網の整備に関すること	5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること	7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること	8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること	9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること	10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること	11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること	12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること	14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること	15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	16 環境放射線モニタリングに関すること	17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	18 <u>緊急被ばく</u> 医療措置に関すること	19 飲食物の摂取制限等に関すること	20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	25 汚染物質の除去及び除染に関すること	26 各種制限措置の解除に関すること	27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること
1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること																															
2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること																															
3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること																															
4 通信連絡網の整備に関すること																															
5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること																															
6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること																															
7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること																															
8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること																															
9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること																															
10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること																															
11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること																															
12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること																															
13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること																															
14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること																															
15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること																															
16 環境放射線モニタリングに関すること																															
17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること																															
18 <u>緊急被ばく</u> 医療措置に関すること																															
19 飲食物の摂取制限等に関すること																															
20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること																															
21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること																															
22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること																															
23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること																															
24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること																															
25 汚染物質の除去及び除染に関すること																															
26 各種制限措置の解除に関すること																															
27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること																															
<p>新潟県</p> <table border="1"> <tr><td>1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること</td></tr> <tr><td>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること</td></tr> <tr><td>3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること</td></tr> <tr><td>4 通信連絡網の整備に関すること</td></tr> <tr><td>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</td></tr> <tr><td>6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること</td></tr> <tr><td>7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること</td></tr> <tr><td>8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること</td></tr> <tr><td>9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること</td></tr> <tr><td>10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること</td></tr> <tr><td>11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること</td></tr> <tr><td>12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</td></tr> <tr><td>13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること</td></tr> <tr><td>14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること</td></tr> <tr><td>15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること</td></tr> <tr><td>16 環境放射線モニタリングに関すること</td></tr> <tr><td>17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること</td></tr> <tr><td>18 <u>原子力災害</u>医療措置に関すること</td></tr> <tr><td>19 飲食物の摂取制限等に関すること</td></tr> <tr><td>20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること</td></tr> <tr><td>21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること</td></tr> <tr><td>22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること</td></tr> <tr><td>23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること</td></tr> <tr><td>24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること</td></tr> <tr><td>25 汚染物質の除去及び除染に関すること</td></tr> <tr><td>26 各種制限措置の解除に関すること</td></tr> <tr><td>27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること</td></tr> </table>					1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること	2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること	3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること	4 通信連絡網の整備に関すること	5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること	7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること	8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること	9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること	10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること	11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること	12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること	14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること	15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	16 環境放射線モニタリングに関すること	17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	18 <u>原子力災害</u> 医療措置に関すること	19 飲食物の摂取制限等に関すること	20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	25 汚染物質の除去及び除染に関すること	26 各種制限措置の解除に関すること	27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること
1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること																															
2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること																															
3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること																															
4 通信連絡網の整備に関すること																															
5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること																															
6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること																															
7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること																															
8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること																															
9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること																															
10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること																															
11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること																															
12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること																															
13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること																															
14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること																															
15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること																															
16 環境放射線モニタリングに関すること																															
17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること																															
18 <u>原子力災害</u> 医療措置に関すること																															
19 飲食物の摂取制限等に関すること																															
20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること																															
21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること																															
22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること																															
23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること																															
24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること																															
25 汚染物質の除去及び除染に関すること																															
26 各種制限措置の解除に関すること																															
27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること																															

修正前	修正案	修正理由
<p>新潟県</p> <p>28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること 29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関すること 30 風評被害等の軽減に関すること 31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること 32 心身の健康相談に関すること 33 物価の監視に関すること 34 新潟県防災会議に関すること 35 市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての 総合調整に関すること 36 災害予警報等情報伝達に関すること 37 被災状況に関する情報収集に関すること 38 災害広報に関すること 39 避難の勧告及び指示に関すること 40 市町村の実施する避難準備情報発出に係る情報提供・技術的支援に関するこ と 41 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 42 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 43 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 44 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関するこ と 45 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 46 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 47 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 48 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 49 緊急通行車両の確認に関すること 50 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関するこ と 51 自衛隊の災害派遣要請に関すること 52 他の都道府県に対する応援要請に関すること 53 こころのケア・医療コーディネートに関すること 54 <u>(追加)</u>児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること 55 児童、生徒の退避及び避難に関すること 56 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること</p> <p>(教育庁)</p>	<p>新潟県</p> <p>28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること 29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関すること 30 風評被害等の軽減に関すること 31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること 32 心身の健康相談に関すること 33 物価の監視に関すること 34 新潟県防災会議に関すること 35 市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての 総合調整に関すること 36 災害予警報等情報伝達に関すること 37 被災状況に関する情報収集に関すること 38 災害広報に関すること 39 避難の勧告及び指示に関すること 40 市町村の実施する避難準備情報発出に係る情報提供・技術的支援に関するこ と 41 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 42 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 43 灾害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 44 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関するこ と 45 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 46 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 47 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 48 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 49 緊急通行車両の確認に関すること 50 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関するこ と 51 自衛隊の災害派遣要請に関すること 52 他の都道府県に対する応援要請に関すること 53 こころのケア・医療コーディネートに関すること 54 <u>教職員</u>、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること 55 児童、生徒の退避及び避難に関すること 56 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること</p> <p>(教育庁)</p>	県計画を踏まえた修正(対象の明確化)

修正前		修正案		修正理由
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	<p>1 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること</p> <p>2 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること</p> <p>3 交通規制、緊急交通路の確保に関すること</p> <p>4 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</p> <p>5 行方不明者調査及び死体の検視に関すること</p> <p>6 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること</p> <p>7 警察災害派遣隊の派遣、調整に関すること</p>	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	<p>1 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること</p> <p>2 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること</p> <p>3 交通規制、緊急交通路の確保に関すること</p> <p>4 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</p> <p>5 行方不明者調査及び死体の検視に関すること</p> <p>6 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること</p> <p>7 警察災害派遣隊の派遣、調整に関すること</p>	
地域災害拠点病院 県立中央病院	<p>1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること</p> <p>2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること</p>	地域災害拠点病院 県立中央病院	<p>1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること</p> <p>2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること</p>	
【指定地方行政機関】				
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	県計画を踏まえた修正(文言整理)
北陸農政局 長岡地域センター	<p>1 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること</p> <p>2 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること</p> <p>3 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること</p>	北陸農政局 長岡地域センター	<p>1 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること</p> <p>2 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること</p> <p>3 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること</p>	
東北経済産業局	<p>1 電気の安定供給に関すること</p> <p>2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること</p>	東北経済産業局	<p>1 電気の安定供給に関すること</p> <p>2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること</p>	
上越森林管理署	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること</p> <p>2 民有林直轄地すべり事業の実施に関すること</p> <p>3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>	上越森林管理署	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること</p> <p>2 民有林直轄地すべり事業の実施に関すること</p> <p>3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>	
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	<p>1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること</p> <p>2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り制限に関すること</p> <p>3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保</p> <p>4 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること</p> <p>5 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること</p> <p>6 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること</p> <p>7 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること</p> <p>8 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること</p>	第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	<p>1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること</p> <p>2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り制限に関すること</p> <p>3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保</p> <p>4 海上における緊急時（削除）モニタリングへの協力に関すること</p> <p>5 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること</p> <p>6 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること</p> <p>7 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること</p> <p>8 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること</p>	

修正前		修正案		修正理由
	<p>9 海上における流出油の防除、航行安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること</p> <p>10 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び航行安全の確保に関すること</p>		<p>9 海上における流出油の防除、航行安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること</p> <p>10 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び航行安全の確保に関すること</p>	
東京管区気象台 (新潟地方気象台)	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p> <p>4 県や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p> <p>6 緊急<u>(追加)</u>モニタリングの支援に関すること</p> <p>7 緊急時における放射能影響の早期把握に必要な気象情報の提供に関すること</p>	東京管区気象台 (新潟地方気象台)	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p> <p>4 県や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p> <p>6 緊急<u>時</u>モニタリングの支援に関すること</p> <p>7 緊急時における放射能影響の早期把握に必要な気象情報の提供に関すること</p>	字句整理
上越労働基準監督署	1 災害時における産業安全確保に関すること	上越労働基準監督署	1 災害時における産業安全確保に関すること	
北陸地方整備局	<p>1 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合または恐れがある場合は、次の事項について応援を行うものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集、人員の派遣、資機材の提供等</li> <li>○避難活動等</li> <li>○応急仮設住宅の建築支援等</li> <li>○飲料水の確保、支援等</li> <li>○消防活動への支援等</li> </ul>	北陸地方整備局	<p>1 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合または恐れがある場合は、次の事項について応援を行うものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集、人員の派遣、資機材の提供等</li> <li>○避難活動等</li> <li>○応急仮設住宅の建築支援等</li> <li>○飲料水の確保、支援等</li> <li>○消防活動への支援等</li> </ul>	
北陸地方整備局 高田河川国道事務所	<p>1 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること</p> <p>2 洪水予防指定河川の洪水予報業務に関すること</p> <p>3 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること</p> <p>4 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること</p>	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	<p>1 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること</p> <p>2 洪水予防指定河川の洪水予報業務に関すること</p> <p>3 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること</p> <p>4 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること</p>	

修正前	修正案	修正理由																																																																				
<p>【陸上自衛隊】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊高田駐屯地</td><td>           1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること            2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること            3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること            4 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること         </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	陸上自衛隊高田駐屯地	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること 4 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること	<p>【陸上自衛隊】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊高田駐屯地</td><td>           1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること            2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること            3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること            4 緊急時(削除)モニタリングへの協力に関すること         </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	陸上自衛隊高田駐屯地	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること 4 緊急時(削除)モニタリングへの協力に関すること	県計画を踏まえた修正（文言整理）																																																												
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																					
陸上自衛隊高田駐屯地	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること 4 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること																																																																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																					
陸上自衛隊高田駐屯地	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること 4 緊急時(削除)モニタリングへの協力に関すること																																																																					
<p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社</td><td>1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること</td></tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td><td></td></tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社</td><td></td></tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td><td>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること</td></tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td><td>2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること</td></tr> <tr> <td>KDDI 株式会社</td><td></td></tr> <tr> <td>日本赤十字社</td><td>1 災害時における医療救護に関すること</td></tr> <tr> <td>新潟県支部</td><td>2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること 6 こころのケアに関すること</td></tr> <tr> <td>日本放送協会</td><td>1 災害時における広報活動に関すること 2 津波予警報、気象警報等の放送に関すること</td></tr> <tr> <td>日本郵便株式会社</td><td>1 災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること</td></tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社</td><td>1 高速自動車国道の防災管理に関すること</td></tr> <tr> <td>新潟支社</td><td>2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること</td></tr> <tr> <td>上越管理事務所</td><td>3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること</td></tr> <tr> <td>東北電力株式会社</td><td>1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること</td></tr> <tr> <td>上越営業所</td><td>2 災害時における電力の供給の確保に関すること</td></tr> <tr> <td>日本通運株式会社新潟支店</td><td>1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本旅客鉄道株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること	西日本旅客鉄道株式会社		日本貨物鉄道株式会社		東日本電信電話株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること	KDDI 株式会社		日本赤十字社	1 災害時における医療救護に関すること	新潟県支部	2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること 6 こころのケアに関すること	日本放送協会	1 災害時における広報活動に関すること 2 津波予警報、気象警報等の放送に関すること	日本郵便株式会社	1 災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること	東日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること	新潟支社	2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること	上越管理事務所	3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること	東北電力株式会社	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること	上越営業所	2 災害時における電力の供給の確保に関すること	日本通運株式会社新潟支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	<p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社</td><td>1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること</td></tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td><td></td></tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社</td><td></td></tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td><td>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること</td></tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td><td>2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること</td></tr> <tr> <td>KDDI 株式会社</td><td></td></tr> <tr> <td>日本赤十字社</td><td>1 災害時における医療救護に関すること</td></tr> <tr> <td>新潟県支部</td><td>2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること 6 こころのケアに関すること</td></tr> <tr> <td>日本放送協会</td><td>1 災害時における広報活動に関すること 2 津波予警報、気象警報等の放送に関すること</td></tr> <tr> <td>日本郵便株式会社</td><td>1 災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること</td></tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社</td><td>1 高速自動車国道の防災管理に関すること</td></tr> <tr> <td>新潟支社</td><td>2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること</td></tr> <tr> <td>上越管理事務所</td><td>3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること</td></tr> <tr> <td>東北電力株式会社</td><td>1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること</td></tr> <tr> <td>上越営業所</td><td>2 災害時における電力の供給の確保に関すること</td></tr> <tr> <td>日本通運株式会社新潟支店</td><td>1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本旅客鉄道株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること	西日本旅客鉄道株式会社		日本貨物鉄道株式会社		東日本電信電話株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること	KDDI 株式会社		日本赤十字社	1 災害時における医療救護に関すること	新潟県支部	2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること 6 こころのケアに関すること	日本放送協会	1 災害時における広報活動に関すること 2 津波予警報、気象警報等の放送に関すること	日本郵便株式会社	1 災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること	東日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること	新潟支社	2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること	上越管理事務所	3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること	東北電力株式会社	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること	上越営業所	2 災害時における電力の供給の確保に関すること	日本通運株式会社新潟支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																					
東日本旅客鉄道株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること																																																																					
西日本旅客鉄道株式会社																																																																						
日本貨物鉄道株式会社																																																																						
東日本電信電話株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること																																																																					
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること																																																																					
KDDI 株式会社																																																																						
日本赤十字社	1 災害時における医療救護に関すること																																																																					
新潟県支部	2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること 6 こころのケアに関すること																																																																					
日本放送協会	1 災害時における広報活動に関すること 2 津波予警報、気象警報等の放送に関すること																																																																					
日本郵便株式会社	1 災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること																																																																					
東日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること																																																																					
新潟支社	2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること																																																																					
上越管理事務所	3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること																																																																					
東北電力株式会社	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること																																																																					
上越営業所	2 災害時における電力の供給の確保に関すること																																																																					
日本通運株式会社新潟支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること																																																																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																					
東日本旅客鉄道株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること																																																																					
西日本旅客鉄道株式会社																																																																						
日本貨物鉄道株式会社																																																																						
東日本電信電話株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること																																																																					
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること																																																																					
KDDI 株式会社																																																																						
日本赤十字社	1 災害時における医療救護に関すること																																																																					
新潟県支部	2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること 6 こころのケアに関すること																																																																					
日本放送協会	1 災害時における広報活動に関すること 2 津波予警報、気象警報等の放送に関すること																																																																					
日本郵便株式会社	1 災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること																																																																					
東日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること																																																																					
新潟支社	2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること																																																																					
上越管理事務所	3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること																																																																					
東北電力株式会社	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること																																																																					
上越営業所	2 災害時における電力の供給の確保に関すること																																																																					
日本通運株式会社新潟支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること																																																																					

修正前	修正案	修正理由
【指定地方公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること	
一般社団法人 新潟県エビガス協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること	
北越急行株式会社 <u>(追加)</u>	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること	
佐渡汽船株式会社	1 海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関すること	
新潟運輸株式会社上越支 店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	
中越運送株式会社上越支 店		
上越運送株式会社		
頸城運送倉庫株式会社		
頸城自動車株式会社		
公益社団法人		
新潟県トラック協会上越支部		
株式会社新潟放送	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること	
株式会社新潟総合テレビ	2 災害時における広報活動に関すること	
株式会社テレビ新潟放送網	3 緊急放送に関すること(JCV)	
株式会社新潟テレビ21		
株式会社エフエムラジオ新潟		
新潟県民エフエム放送株式会 社		
エフエム上越株式会社		
上越ケーブルヒューリック株式会 社		
株式会社新潟日報社 上越支社	1 災害時における広報活動に関すること	
社団法人新潟県医師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時のこころのケアに関すること	
【指定地方公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること	
一般社団法人 新潟県エビガス協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること	
北越急行株式会社 <u>えぎごトキめき鉄道株式会社</u>	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること	
佐渡汽船株式会社	1 海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関すること	
新潟運輸株式会社上越支 店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	
中越運送株式会社上越支 店		
上越運送株式会社		
頸城運送倉庫株式会社		
頸城自動車株式会社		
公益社団法人		
新潟県トラック協会上越支部		
株式会社新潟放送	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること	
株式会社新潟総合テレビ	2 災害時における広報活動に関すること	
株式会社テレビ新潟放送網	3 緊急放送に関すること(JCV)	
株式会社新潟テレビ21		
株式会社エフエムラジオ新潟		
新潟県民エフエム放送株式会 社		
エフエム上越株式会社		
上越ケーブルヒューリック株式会 社		
株式会社新潟日報社 上越支社	1 災害時における広報活動に関すること	
社団法人新潟県医師会	1 灾害時における医療救護に関すること 2 灾害時のこころのケアに関すること	

修正前	修正案	修正理由
【他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 4 災害情報及び各種措置の伝達に関すること 5 汚染農林畜水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関すること	
一般社団法人上越医師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時のこころのケアに関すること	
公益社団法人 新潟県接骨師会 上越支部	1 災害時における応急救護に関すること	
病院、診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること	
上越商工会議所 商工会	1 災害時における物価の安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資機材の確保についての協力、斡旋に関すること	
公庫・金融機関	1 災害時における融資・貸付等の金融支援に関すること	
一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること	
一般建設事業者	1 災害時における応急復旧に関すること	
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること	
公益社団法人 上越市有線放送電話協会	1 災害時における広報活動に関すること 2 緊急放送に関すること	
株式会社上越タイムス	1 災害時における広報活動に関すること	
社会福祉法人 上越社会福祉協議会	1 市災害ボランティアセンターの設置運営に関すること	
上越市町内会長連絡協議会(上越市防災委員会)	1 災害時における情報伝達に関すること 2 災害時における関係機関の連絡に関すること	
自主防災組織 (町内会)	1 防災活動への協力に関すること 2 市民に対する屋内退避、避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること 5 自主防災組織化の促進に関すること	
【他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 4 災害情報及び各種措置の伝達に関すること 5 汚染農林畜水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関すること	
一般社団法人上越医師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時のこころのケアに関すること	
公益社団法人 新潟県接骨師会 上越支部	1 災害時における応急救護に関すること	
病院、診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること	
上越商工会議所 商工会	1 災害時における物価の安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資機材の確保についての協力、斡旋に関すること	
公庫・金融機関	1 災害時における融資・貸付等の金融支援に関すること	
一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること	
一般建設事業者	1 災害時における応急復旧に関すること	
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること	
公益社団法人 上越市有線放送電話協会	1 災害時における広報活動に関すること 2 緊急放送に関すること	
株式会社上越タイムス	1 災害時における広報活動に関すること	
社会福祉法人 上越社会福祉協議会	1 市災害ボランティアセンターの設置運営に関すること	
上越市町内会長連絡協議会(上越市防災委員会)	1 災害時における情報伝達に関すること 2 災害時における関係機関の連絡に関すること	
自主防災組織 (町内会)	1 防災活動への協力に関すること 2 市民に対する屋内退避、避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること 5 自主防災組織化の促進に関すること	

修正前	修正案	修正理由			
NPO 法人新潟県災害救援 機構 各種団体	NPO 法人新潟県災害救援 機構 各種団体				
【原子力事業者】					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力株式会社</td><td>           1 原子力施設の防災管理に関すること            2 従業員等に対する教育、訓練に関すること            3 関係機関に対する情報の提供に関すること            4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること            5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること            6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること            7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、<u>合同対策協議会</u>等）への防災要員及び緊急時モニタリング <u>(追加)</u> 要員の派遣に関すること            8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること            9 汚染物質の除去等に関すること         </td></tr> </tbody> </table>		機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東京電力株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、 <u>合同対策協議会</u> 等）への防災要員及び緊急時モニタリング <u>(追加)</u> 要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱				
東京電力株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、 <u>合同対策協議会</u> 等）への防災要員及び緊急時モニタリング <u>(追加)</u> 要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力ホールディングス 株式会社</td><td>           1 原子力施設の防災管理に関すること            2 従業員等に対する教育、訓練に関すること            3 関係機関に対する情報の提供に関すること            4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること            5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること            6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること            7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、<u>原子力災害合同対策協議会</u>等）への防災要員及び緊急時モニタリング <u>センターへの</u> 要員の派遣に関すること            8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること            9 汚染物質の除去等に関すること         </td></tr> </tbody> </table>		機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東京電力ホールディングス 株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、 <u>原子力災害合同対策協議会</u> 等）への防災要員及び緊急時モニタリング <u>センターへの</u> 要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱				
東京電力ホールディングス 株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、 <u>原子力災害合同対策協議会</u> 等）への防災要員及び緊急時モニタリング <u>センターへの</u> 要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること				

修正前	修正案	修正理由
第6節 用語の解説		
この計画における主な用語の解説は次のとおりとする。		
用語	解説	
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したものの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす <u>(追加)</u> 。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したものの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす <u>おそ れがある</u> 。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、 <u>ちょうど</u> 喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。	前頸部に位置し、 <u>(削除)</u> 喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合 <u>(追加)</u> 、住民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査すること。	原子力災害が起きた場合 <u>に</u> 、住民等 <u>に</u> 放射性物質の付着、吸引がないかの検査すること。
モニタリングポスト	<u>環境放射線を連続して測定する設備のこと。</u>	<u>放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 (据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。)</u>
緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム	周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量を計算するシステム。 大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又はおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討する <u>の</u> に使用される。	周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量を計算するシステム。 大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又はおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討する <u>ため</u> に使用される。
環境放射線テレメータシステム	<u>環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間で監視しているシステムのこと。</u>	<u>原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。 原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリングがある。</u>
放射性プルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団。	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団。
緊急時対策支援システム(E RSS)	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・予測するシステムのこと。	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・予測するシステムのこと。

修正前	修正案	修正理由
情報収集事態  原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合は除く。）した場合のこと。	情報収集事態  原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生（削除） した場合のこと。	
避難所  被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。	避難所  被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。	
避難場所  被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な体制等を有するもの。	避難経由所  広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設	

修正前	修正案	修正理由
<b>第2部 原子力災害対策</b>	<b>第2部 原子力災害対策</b>	
<b>第1章 原子力災害事前対策</b>	<b>第1章 原子力災害事前対策</b>	
第1節～第2節 (略)	第1節～第2節 (略)	
<b>第3節 安全協定の適切な運用</b>	<b>第3節 安全協定の適切な運用</b>	
1 基本方針  東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づき、定期的な原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）の開催や、必要に応じて発電所の現地確認を行い、住民の安全と安心の確保に努める。	1 基本方針  東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づき、定期的な原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）の開催や、必要に応じて発電所の現地確認を行い、住民の安全と安心の確保に努める。	県計画を踏まえた修正（名称変更）
2 (略)	2 (略)	
3 それぞれの役割 (1) 市の役割 ①、② (略) ③ 現地確認の実施  原子力事業者より異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施する場合など、住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、発電所の現地確認を実施する。	3 それぞれの役割 (1) 市の役割 ①、② (略) ③ 現地確認の実施  原子力事業者より異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施する場合など、住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、発電所の現地確認を実施する。	県計画を踏まえた修正（名称変更）
<b>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</b>	<b>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</b>	県計画を踏まえた修正（名称変更）
担当：危機管理課、市民安全課	担当：危機管理課、市民安全課	
1 基本方針  国の原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官と密接に連絡調整を図り、実効性のある原子力防災体制を確保する。	1 基本方針  国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接に連絡調整を図り、実効性のある原子力防災体制を確保する。	県計画を踏まえた修正（名称変更）

修正前	修正案	修正理由
<p><b>2 主な取組み</b></p> <p>(1) 平常時からの原子力防災専門官及び<u>地方放射線モニタリング対策官</u>との連絡調整</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① 原子力防災専門官との連携 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センターの防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（屋内退避・避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図り実施する。</p> <p>② <u>地方放射線モニタリング対策官</u>との連携 緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて<u>(追加) 地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官</u>と密接な連携を図り、実施する。</p>	<p><b>2 主な取組み</b></p> <p>(1) 平常時からの原子力防災専門官及び<u>上席放射線防災専門官</u>との連絡調整</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① 原子力防災専門官との連携 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センターの防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（屋内退避・避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図り実施する。</p> <p>② <u>上席放射線防災専門官</u>との連携 緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて<u>平時から地区を担当する上席放射線防災専門官</u>と密接な連携をとり、あらかじめ体制の整備を図る。</p>	県計画を踏ました修正（名称変更）
<b>第5節 (略)</b>	<b>第5節 (略)</b>	
<b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b>	<b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b>	
担当：危機管理課、市民安全課、人事課	担当：危機管理課、市民安全課、人事課	
<p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① 県と関係機関相互の情報収集・連絡体制 警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。 なお、県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワーク<u>を強化する</u>。 また、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。</p>	<p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① 県と関係機関相互の情報収集・連絡体制 警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。 なお、県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワーク<u>の強化に努める</u>。 また、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。</p>	県計画を踏ました修正（字句整理）

修正前	修正案	修正理由
<p>② (略)          (3)、(4) (略)</p> <p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、環境保全課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割          ①～③ (略)          ④ 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制          原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、即時避難区域（P A Z）市村及び避難準備区域（U P Z）市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、原子力防災センターに設置する。          同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、防災関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、<u>放射線医学総合研究所</u>、<u>（追加）</u>日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。          また、原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民の屋内退避・避難等の状況把握等を担う機能班を設け、国、県、即時避難区域（P A Z）市村及び避難準備区域（U P Z）市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。</p> <p>⑤～⑫</p> <p>(2) 県の役割          ①～② (略)          ③ 広域的相互応援体制の整備          ア、イ (略)</p>	<p>② (略)          (3)、(4) (略)</p> <p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、環境保全課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割          ①～③ (略)          ④ 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制          原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、即時避難区域（P A Z）市村及び避難準備区域（U P Z）市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、原子力防災センターに設置する。          同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、防災関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</u>、<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。</p> <p>また、原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民の屋内退避・避難等の状況把握等を担う機能班を設け、国、県、即時避難区域（P A Z）市村及び避難準備区域（U P Z）市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。</p> <p>⑤～⑫</p> <p>(2) 県の役割          ①～② (略)          ③ 広域的相互応援体制の整備          ア、イ (略)</p>	正式名称に修正

修正前	修正案	修正理由
<p>ウ 平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送 <u>（追加）</u> 等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>エ （略）</p> <p>④ 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>県は、<u>緊急時に</u> 発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング<u>の体制</u> 及び適切な制度の測定能力維持に努める。</p> <p>なお、県は、<u>原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）の統括により設置される</u>緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>ア <u>平常時</u> 環境放射線モニタリング <u>（追加）</u></p> <p><u>緊急時における発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点で、平常時から県内全域における環境放射線モニタリングを実施し、その結果をホームページ等で速やかに公表する</u> <u>（追加）</u>。</p> <p>イ 緊急時モニタリング計画の作成</p> <p>原子力災害対策指針等に基づき、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関等の協力を得て、<u>緊急時モニタリング計画</u> を作成する。</p> <p>ウ モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>平常時又は<u>緊急時</u> に、発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する<u>とともに、その操作の習熟に努める</u>。</p> <p>エ 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p><u>原子力規制委員会</u>による緊急時モニタリングセンターの体制準備と、動員計画の作成に協力し、必要な要員をあらかじめ定めて<u>おくとともに、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会に出席させるなど、緊急時モニタリングに必要な知識を習得させる</u>。</p> <p>オ 緊急時モニタリングの体制及び役割</p> <p><u>原子力規制委員会の統括により設置される</u>緊急時モニタリングセンターに参画し、その指揮下で関係機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>緊急時モニタリングセンター長は国の職員が担当し、<u>新潟県放射線監視センター所長はセンター長を補佐する。なお、センター長が不在の場合にあっては、新潟県放射線監視センター所長が代行する</u>。</p>	<p>ウ 平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、<u>放射能測定</u>等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>エ （略）</p> <p>④ 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>県は、<u>原子力災害により</u>発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング<u>の体制整備</u> 及び適切な制度の測定能力維持に努める。</p> <p>なお、県は、<u>原子力規制庁が設置する</u></p> <p><u>緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する</u>。</p> <p>ア <u>（削除）</u>環境放射線モニタリング<u>結果の公表</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>平常時の</u> 県内全域における環境放射線モニタリング<u>及び緊急時モニタリングの測定結果をホームページ等で速やかに公表するためのシステムを整備・維持する</u>。</p> <p>イ 緊急時モニタリング計画の作成</p> <p>原子力災害対策指針等に基づき、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関等の協力を得て、<u>「新潟県緊急時モニタリング計画」</u>を作成する。</p> <p>ウ モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>平常時又は<u>原子力災害発生時に</u>、発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する<u>（削除）</u></p> <p><u>。</u></p> <p>エ 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p><u>原子力規制庁</u>による緊急時モニタリングセンターの体制準備と、動員計画の作成に協力し、必要な要員をあらかじめ定め <u>（削除）</u></p> <p><u>。</u></p> <p>オ 緊急時モニタリングの体制及び役割</p> <p><u>原子力規制庁が設置する</u> 緊急時モニタリングセンターに参画し、その指揮下で関係機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>緊急時モニタリングセンター長は国の職員が担当し、<u>センター長が不在の際には、上席放射線防災専門官（柏崎刈羽担当）、新潟県放射線監視センター所長の順でセンター長代理の職務にあたる</u>。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（事例の追加）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（具体的に表記）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理・操作習熟は力に集約）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理・要員講習は力に集約）</p> <p>県計画を踏まえた修正（時点修正・民間事業者との協</p>

修正前	修正案	修正理由
<p>(追加)</p> <p>カ 訓練等を通じた連携の強化 平常時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、測定技術の習熟および向上に努める。</p> <p>キ 緊急時放射線影響予測システムの整備・維持 気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を適切に実施するため、原子力規制委員会、指定公共機関、原子力事業者と連携し、機器の整備等を図る。 また、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理する。</p> <p>⑤ 飲食物の出荷制限、摂取制限体制の整備 国及び関係機関と協議し、緊急時に備え、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を整備する。</p>	<p>また、県は、放射能測定を行う民間事業者との協定締結など、緊急時モニタリングへの応援体制の整備を進める。</p> <p>カ 訓練等を通じた関係機関との連携の強化 平常時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。</p> <p>キ 放射性物質拡散予測計算システムの整備・維持 (削除) 放射性物質の大気中拡散予測を適切に実施するため、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、放射性物質拡散予測計算システム等の整備等を図る。 また、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理する。</p> <p>⑤ 飲食物の出荷制限、摂取制限体制の整備 国及び関係機関と協議し、緊急時に備え、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を整備する。</p>	<p>力体制の整備推進の追加) 県計画を踏まえた修正（文言整理） 県計画を踏まえた修正（S P E E D I に限定しないため。気象予測は気象台のため。規制委員会は拡散計算を活用しないとしたため。) 県計画を踏まえた修正（文言整理・字句の統一）</p>
(3) 原子力事業者の役割 <p>① 原子力事業者の緊急時モニタリング体制等の整備 原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるようモニタリング要員の派遣や環境放射線モニタリング（追加）設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。 また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニター、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、ダストサンプラー、ヨウ素サンプラー等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平常時より観測結果を提供する。</p> <p>(4)、(5) （略）</p>	(3) 原子力事業者の役割 <p>① 原子力事業者の緊急時モニタリング体制等の整備 原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう（削除）要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。 また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニター、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、ダストサンプラー、ヨウ素サンプラー等必要な（削除）モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平常時より観測結果を提供する。</p> <p>(4)、(5) （略）</p>	
<p><b>第8節 屋内退避・避難体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、市民課、高齢者支援課、保育課、こども課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1、2 （略）</p> <p>3 それぞれの役割            (1) 市の役割            ① （略）</p>	<p><b>第8節 屋内退避・避難体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、市民課、高齢者支援課、保育課、こども課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1、2 （略）</p> <p>3 それぞれの役割            (1) 市の役割            ① （略）</p>	

修正前	修正案	修正理由
<p>② 屋内退避所、避難所等の確保・調整 ア (略) イ 自主避難者の受入を想定する場合は、<u>屋内退避計画地域（PPA）</u>内の避難所等の中から受入施設を指定する。 ウ～エ (略) ③～⑩ (略)</p>	<p>② 屋内退避所、避難所等の確保・調整 ア (略) イ 自主避難者の受入を想定する場合は、<u>放射線量監視地域（UPZ外）</u>内の避難所等の中から受入施設を指定する。 ウ～エ (略) ③～⑩ (略)</p>	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映）
<p>(2) 県の役割 ①～③ (略) ④ 代替の避難手段の確保 (公社)新潟県バス協会、JR東日本、(公社)新潟県トラック協会 等（以下「交通・鉄道・運送事業者」という。）の協力を得て、重点区域を含む市町村に対し、代替の避難手段の確保について、必要な協力や調整を行う。 ⑤ 避難誘導用資機材、移送料用資機材・車両等の確保 国及び市町村と協力し、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図る。 ⑥ 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備 重点区域及び<u>屋内退避計画地域（PPA）</u>内の病院、<u>福祉施設等</u>に対して、<u>入院又は入所の要配慮者の避難・屋内退避が円滑に実施できるよう、あらかじめ避難誘導等のための計画を具体的に定めておくよう要請する。</u></p> <p><u>追加</u></p> <p>また、避難所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、<u>重点区域及び屋内退避計画地域（PPA）を含む市町村、受入可能市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等</u>と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。</p>	<p>(2) 県の役割 ①～③ (略) ④ 代替の避難手段の確保 (公社)新潟県バス協会、東日本旅客鉄道株式会社、海上運送事業者等（以下「交通・鉄道・運送事業者」という。）の協力を得て、重点区域を含む市町村に対し、代替の避難手段の確保について、必要な協力や調整を行う。 ⑤ 避難誘導用資機材、移送料用資機材・車両等の確保 国及び市町村と協力し、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図る。 ⑥ 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備 重点区域（削除）内の病院、社会福祉施設等の管理者等に対し、要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要請する。</p> <p>また、市町村とともに、放射線量監視地域（UPZ外）内の病院、社会福祉施設等の管理者が、地域の実情等に応じて、要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定できるよう支援に努める。</p> <p>また、避難所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、<u>市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等</u>と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。</p>	県計画を踏まえた修正（文言整理・人員の移送にトラック使用はないため）
(3)、(4) (略)	(3)、(4) (略)	県計画を踏まえた修正（UPZ外の施設管理者の計画策定支援を追加）

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第9節 複合災害時対応体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、環境保全課、健康づくり推進課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①、② (略)</li> <li>③ <b>緊急被ばく</b>医療への協力 県が実施する複合災害時における<b>緊急被ばく</b>医療体制の整備に協力する。</li> <li>④～⑨ (略)</li> </ul> <p>(2) 県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① (略)</li> <li>② 緊急時モニタリング体制の整備 大規模自然災害等による道路等の被災、<u>自動観測局</u>や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動等体制を<u>(追加)</u>整備する。</li> <li>③ <b>緊急被ばく</b>医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。</li> <li>イ 複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう、あらかじめ体制を整備する。</li> </ul> </li> <li>④～⑤ (略)</li> </ul>	<p><b>第9節 複合災害時対応体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、環境保全課、健康づくり推進課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①、② (略)</li> <li>③ <b>原子力災害</b>医療への協力 県が実施する複合災害時における<b>原子力災害</b>医療体制の整備に協力する。</li> <li>④～⑨ (略)</li> </ul> <p>(2) 県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① (略)</li> <li>② 緊急時モニタリング体制の整備 大規模自然災害等による道路等の被災、<u>モニタリングポスト</u>や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動等体制を<u>原子力規制庁の動員計画を踏まえて</u>整備する。</li> <li>③ <b>原子力災害</b>医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。</li> <li>イ 複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう、あらかじめ体制を整備する。</li> </ul> </li> <li>④～⑤ (略)</li> </ul>	<p>県計画を踏ました修正（原災指針改正の反映）</p> <p>県計画を踏ました修正（字句整理・原災指針補足参考資料に沿った修正・原災指針改正の反映）</p>

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第 10 節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p>担当：市民安全課、道路課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び県警察の役割</p> <p>① 県は、<u>放射線医学総合研究所</u>、指定公共機関等から のモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段、 拠点等（緊急物資の輸送拠点・集積拠点、最寄の空港、ヘリポートの場所等）についてあらかじめ 定める。</p> <p>②～⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第 10 節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p>担当：市民安全課、道路課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び県警察の役割</p> <p>① 県は、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</u>、指定公共機関等から のモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段、 拠点等（緊急物資の輸送拠点・集積拠点、最寄の空港、ヘリポートの場所等）についてあらかじめ 定める。</p> <p>②～⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	正式名称に修 正
<p><b>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、健康づくり推進課</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ <u>緊急被ばく</u>医療活動体制等の整備</p> <p>ア 県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等<u>緊急被ばく</u>医療について協力す るものとし、救護所の運営の支援体制の整備を図る。また、<u>緊急被ばく</u>医療に関わる要員に対し て県が行う必要な研修及び訓練に参加させる。</p> <p>イ <u>当市独自に</u>備蓄している安定ヨウ素剤について、緊急時に迅速かつ適切に住民に配布できるよ う、県と協議の上、備蓄先や配布体制を整備する。</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p><b>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、健康づくり推進課</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ <u>原子力災害</u>医療活動体制等の整備</p> <p>ア 県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等<u>原子力災害</u>医療について協力す るものとし、救護所の運営の支援体制の整備を図る。また、<u>原子力災害</u>医療に関わる要員に対して 県が行う必要な研修及び訓練に参加させる。</p> <p>イ <u>県が</u> 備蓄している安定ヨウ素剤について、緊急時に迅速かつ適切に住民に配布できるよ う、県と協議の上、備蓄先や配布体制を整備する。</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>県計画を踏ま えた修正（原 災指針改正の 反映）</p> <p>県計画を踏ま えた修正（県 が安定ヨウ素 剤を全県配備</p>

修正前	修正案	修正理由
<p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>緊急被ばく</u>医療体制の整備</p> <p>ア 国、医療機関、防災関係機関と連携し、<u>緊急被ばく</u>医療を実施するため、広域的な<u>緊急被ばく</u>医療体制を構築するとともに、<u>緊急被ばく</u>医療活動に従事する要員を確保するために必要な研修及び訓練を実施する。</p> <p>イ 国、医療機関、防災関係機関の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、その他の内部被ばく低減に有効な薬剤、応急用救護用資機材、医療資機材等必要な資機材や要員を整備・維持する。</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の屋内退避所や避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。</p> <p>　なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、<u>希望者への事前入手の支援等も含め、関係機関との調整を進める。</u></p> <p>エ 市町村と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。</p> <p>オ <u>緊急被ばく</u>医療体制についての資料を収集、整理する。</p> <p>カ 国、医療機関、防災関係機関と協力し、<u>緊急被ばく</u>医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、陸路及び空路による<u>緊急被ばく</u>医療派遣・搬送体制を整備・維持する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>キ <u>屋内退避所及び避難所</u>に救護所を設置し、<u>住民に対する汚染検査、除染等</u>を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。</p> <p>ク 国及び市町村とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。</p> <p><u>③ 住民に対するスクリーニング及び除染体制の整備</u></p> <p><u>国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民に対してスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。</u></p>	<p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>原子力災害</u>医療体制の整備</p> <p>ア 国、医療機関、防災関係機関と連携し、<u>原子力災害</u>医療を実施するため、広域的な<u>原子力災害</u>医療体制を構築するとともに、<u>原子力災害</u>医療活動に従事する要員を確保するために必要な研修及び訓練を実施する。</p> <p>イ 国、医療機関、防災関係機関の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、その他の内部被ばく低減に有効な薬剤、応急用救護用資機材、医療資機材等必要な資機材や要員を整備・維持する。</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の屋内退避所や避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。</p> <p>　なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、<u>即時避難区域（P A Z）においては、原災指針に基づき、住民に対して配布する。</u></p> <p>エ 市町村と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。</p> <p>オ <u>原子力災害</u>医療体制についての資料を収集、整理する。</p> <p>カ 国、医療機関、防災関係機関と協力し、<u>原子力災害</u>医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、陸路及び空路による<u>原子力災害</u>医療派遣・搬送体制を整備・維持する。</p> <p>キ <u>国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。</u></p> <p>ク <u>避難所等</u>に救護所を設置し、<u>被ばく等のない一般傷病者の医療救護</u>を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。</p> <p>ケ 国及び市町村とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	したため) 県計画を踏まえた修正（緊急被ばく医療を原子力災害医療に修正（原災指針改正の反映）。以下同様。） 県計画を踏まえた修正（時点修正） 県計画を踏まえた修正（スクリーニング等を避難経路上で実施するため） 県計画を踏まえた修正（スクリーニング体制の整備を（2）キに記載） 県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映）
<p>(3) 原子力事業者の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力事業者による<u>緊急被ばく</u>医療体制整備</p> <p>ア 原子力事業者は、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び搬送機関等との通報連絡、被ばく患者の搬送及び受入れについて</p>	<p>(3) 原子力事業者の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力事業者による<u>原子力災害</u>医療体制整備</p> <p>ア 原子力事業者は、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び搬送機関等との通報連絡、被ばく患者の搬送及び受入れについて</p>	

修正前	修正案	修正理由
<p>必要な体制を整備する。</p> <p>イ 原子力事業者は、被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。</p>	<p>必要な体制を整備する。</p> <p>イ 原子力事業者は、被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。</p>	反映)
<p><b>第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、広報対話課、高齢者支援課、健康づくり推進課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 情報伝達体制・手段の整備</p> <p>ア 原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>イ 放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、<u>広報用電光掲示板</u>、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p>	<p><b>第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、広報対話課、高齢者支援課、健康づくり推進課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 情報伝達体制・手段の整備</p> <p>ア 原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>イ 放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、<u>(削除)</u> 有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p>	時点修正
<p><b>第 13 節～第 14 節 (略)</b></p>	<p><b>第 13 節～第 14 節 (略)</b></p>	

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第 15 節 防災業務関係者の人材育成</b></p> <p>担当：人事課、市民安全課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、防災関係機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。</p> <p>また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。さらに、訓練等において研修の成果を確認するなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえた研修内容の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力防災体制及び組織に関すること</li> <li>② 原子力施設（発電所）の概要に関すること</li> <li>③ 原子力災害とその特性に関すること</li> <li>④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</li> <li>⑤ <u>(追加)</u> モニタリング <u>(追加)</u> の実施方法及び機器に関すること</li> <li>⑥ 原子力防災対策上の諸設備、機材及びその操作に関すること</li> <li>⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること</li> <li>⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</li> <li>⑨ <u>放射線緊急被ばく</u> 医療(応急手当を含む)に関すること</li> <li>⑩ 緊急時の広報に関すること</li> <li>⑪ その他緊急時対応に関すること</li> </ul> <p>(2) 県の役割</p> <p>① 国等が実施する研修機会の確保</p> <p>国、<u>放射線総合医学研究所</u>、公益財団法人原子力安 全技術センター、<u>独立行政法人</u> 日本原子力研究開発機構等の研修課程を有効に活用し、防災業 務関係者の研修機会を確保する。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第 15 節 防災業務関係者の人材育成</b></p> <p>担当：人事課、市民安全課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、防災関係機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。</p> <p>また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。さらに、訓練等において研修の成果を確認するなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえた研修内容の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力防災体制及び組織に関すること</li> <li>② 原子力施設（発電所）の概要に関すること</li> <li>③ 原子力災害とその特性に関すること</li> <li>④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</li> <li>⑤ <u>緊急時</u>モニタリング等の実施方法及び機器に関すること</li> <li>⑥ 原子力防災対策上の諸設備、機材及びその操作に関すること</li> <li>⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること</li> <li>⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</li> <li>⑨ <u>原子力災害</u>医療(応急手当を含む)に関すること</li> <li>⑩ 緊急時の広報に関すること</li> <li>⑪ その他緊急時対応に関すること</li> </ul> <p>(2) 県の役割</p> <p>① 国等が実施する研修機会の確保</p> <p>国、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</u>、公益財団法人原子力安 全技術センター、<u>国立研究開発法人</u> 日本原子力研究開発機構等の研修課程を有効に活用し、防災業 務関係者の研修機会を確保する。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏 ました修正（字 句修正）</p> <p>県計画を踏 ました修正（原 災指針改正の 反映）</p> <p>県計画を踏 ました修正（名 称の変更）</p>

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第 16 節 防災訓練等の実施</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① 訓練計画の策定</p> <p>ア 国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。</p> <p>(ア) 災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>(イ) 原子力防災センター（オフサイトセンター）への参集、立ち上げ、運営訓練</p> <p>(ウ) 緊急時通信連絡訓練</p> <p>(エ) 緊急時モニタリング訓練</p> <p>(オ) <b>緊急被ばく医療訓練</b></p> <p>(カ) 住民に対する情報伝達訓練</p> <p>(キ) 住民等の屋内退避・避難訓練</p> <p>(ク) 消防活動訓練・人命救助活動訓練</p> <p>(ケ) その他必要と認める訓練</p> <p>イ <b>原子力防災会議</b>及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策や複合災害・重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。</p> <p>② 訓練の実施</p> <p>ア 要素別訓練等の実施</p> <p>訓練計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。</p> <p>イ 総合的な防災訓練の実施</p> <p><b>原子力防災会議</b>及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p><b>第 16 節 防災訓練等の実施</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① 訓練計画の策定</p> <p>ア 国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。</p> <p>(ア) 災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>(イ) 原子力防災センター（オフサイトセンター）への参集、立ち上げ、運営訓練</p> <p>(ウ) 緊急時通信連絡訓練</p> <p>(エ) 緊急時モニタリング訓練</p> <p>(オ) <b>原子力災害医療訓練</b></p> <p>(カ) 住民に対する情報伝達訓練</p> <p>(キ) 住民等の屋内退避・避難訓練</p> <p>(ク) 消防活動訓練・人命救助活動訓練</p> <p>(ケ) その他必要と認める訓練</p> <p>イ <b>内閣府</b>及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策や複合災害・重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。</p> <p>② 訓練の実施</p> <p>ア 要素別訓練等の実施</p> <p>訓練計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。</p> <p>イ 総合的な防災訓練の実施</p> <p><b>内閣府</b>及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>県計画を踏ました修正（原災指針改正の反映）</p> <p>県計画を踏ました修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏ました修正（文言整理）</p>

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第2章 緊急事態応急対策</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、生活環境班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 施設敷地緊急事態等の発生情報等の連絡</p> <p>① 情報収集事態が発生した場合</p> <p>ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>イ 原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>② 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合は、国、県、<u>P A Z</u> を含む市村のほか、安全協定に基づき、県内全市町村に通報・連絡する。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、<u>P A Z</u> を含む市村に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとり、施設緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、さらに、<u>U P Z外</u> の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。</p> <p>ウ 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する防災関係機関に連絡する。</p> <p>③ 原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報・連絡があった場合</p>	<p><b>第2章 緊急事態応急対策</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、生活環境班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 施設敷地緊急事態等の発生情報等の連絡</p> <p>① 情報収集事態が発生した場合</p> <p>ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>イ 原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>② 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合は、国、県、<u>即時避難区域（P A Z）</u> を含む市村のほか、安全協定に基づき、県内全市町村に通報・連絡する。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、<u>即時避難区域（P A Z）</u> を含む市村に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとり、施設緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、さらに、<u>U P Z外</u> の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。</p> <p>エ 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する防災関係機関に連絡する。</p> <p>③ 原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報・連絡があった場合</p>	原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分の日本語表記の併記

修正前	修正案	修正理由
<p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p> <p>あわせて、安全協定に基づき所定の様式により県内全市町村へ通報・連絡する。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について本市をはじめ官邸（内閣官房）、県、即時避難区域（P A Z）を含む市村、県警察及び公衆に連絡する。また、<u>P A Z</u> を含む市村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、<u>U P Z</u> を含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、<u>U P Z 外</u> の区域を管轄する市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。</p> <p>ウ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する防災関係機関に連絡する。</p> <p>エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、本市をはじめ県、原子力規制委員会、重点区域を含む市町村に連絡する。</p>	<p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p> <p>あわせて、安全協定に基づき所定の様式により県内全市町村へ通報・連絡する。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について本市をはじめ官邸（内閣官房）、県、即時避難区域（P A Z）を含む市村、県警察及び公衆に連絡する。また、<u>即時避難区域（P A Z）</u> を含む市村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、<u>避難準備区域（U P Z）</u> を含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、<u>放射線量監視地域（U P Z 外）</u> の区域を管轄する市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。</p> <p>ウ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する防災関係機関に連絡する。</p> <p>エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、本市をはじめ県、原子力規制委員会、重点区域を含む市町村に連絡する。</p>	

修正前	修正案	修正理由
<p>【発電所内での事象発生時の通報経路】</p> <p>原子力事業者 (原子力防災管理者)</p> <p>原災法第 10 条第 1 項に基づく通報先 電話によるファクシミリ着信の確認 ファクシミリによる送信（ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡） 電話等による連絡</p> <p>* 防災関係機関 : 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）第 1 章第 5 節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」</p>	<p>【発電所内での事象発生時の削除】</p> <p>原子力事業者 (原子力防災管理者)</p> <p>原災法第 10 条第 1 項に基づく通報先 電話によるファクシミリ着信の確認 ファクシミリによる送信（ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡） 電話等による連絡</p> <p>* 防災関係機関 : 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）第 1 章第 6 節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」</p>	<p>県計画を踏ました修正（柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画の改正等に伴う修正）</p>

修正前	修正案	修正理由
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 県は、緊急時において、<u>原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部。）の統括により設置される</u>緊急時モニタリングセンターに参画し、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民の安全確保を図る。 市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。</p> <p>① 緊急時モニタリング等の態勢 県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、<u>(追加)</u>設備・機器やモニタリング要員の配置<u>を強化し、原子力規制委員会の統轄の下</u>、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 緊急時モニタリング結果の公表 市及び県は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかに住民等に<u>(追加)</u>モニタリング結果を周知する。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 県は、緊急時において、<u>原子力規制庁が設置する</u>緊急時モニタリングセンターに参画し、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民の安全確保を図る。 市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。</p> <p>① 緊急時モニタリング等の態勢 県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、<u>緊急時モニタリングセンターに参画し、設備・機器やモニタリング要員の配置の強化を図り</u>、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 緊急時モニタリング結果の公表 市及び県は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかに住民等に<u>緊急時</u>モニタリング結果を周知する。</p>	<p>県計画を踏ました修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏ました修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏ました修正（文言整理）</p>

修正前	修正案	修正理由																																				
<p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 災害対策本部等の設置基準</b> 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下の設置基準を設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th><th>活動体制</th><th>設置基準</th><th>緊急事態区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1次配備</td><td rowspan="6">災害警戒本部</td><td>1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき</td><td>(情報収集事態)</td></tr> <tr><td>2 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき</td><td>(警戒事態)</td></tr> <tr><td>3 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき</td><td></td></tr> <tr><td>4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が<math>1\mu\text{Sv}/\text{h}</math>を超える数値を検出したとき</td><td></td></tr> <tr><td>5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に相当する重要な故障が認められるとき</td><td></td></tr> <tr><td>6 その他市長が必要と認めるとき</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>第2次配備</p> <p>災害対策本部</p> <p>現地災害対策本部</p> <p>1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき</p> <p>2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき</p> <p>3 その他市長が必要と認めたとき</p>	態勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分	第1次配備	災害警戒本部	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	(情報収集事態)	2 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき	(警戒事態)	3 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき		4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える数値を検出したとき		5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に相当する重要な故障が認められるとき		6 その他市長が必要と認めるとき		<p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 災害対策本部等の設置基準</b> 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下の設置基準を設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th><th>活動体制</th><th>設置基準</th><th>緊急事態区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1次配備</td><td rowspan="6">災害警戒本部</td><td>1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき</td><td>(情報収集事態)</td></tr> <tr><td>2 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき</td><td>(警戒事態)</td></tr> <tr><td>3 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき</td><td></td></tr> <tr><td>4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が<math>1\mu\text{Sv}/\text{h}</math>を超える数値を検出したとき</td><td></td></tr> <tr><td>5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に相当する重要な故障が認められるとき</td><td></td></tr> <tr><td>6 その他市長が必要と認めるとき</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>第2次配備</p> <p>災害対策本部</p> <p>現地災害対策本部</p> <p>1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき</p> <p>2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき</p> <p>3 その他市長が必要と認めたとき</p>	態勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分	第1次配備	災害警戒本部	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	(情報収集事態)	2 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき	(警戒事態)	3 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき		4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える数値を検出したとき		5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に相当する重要な故障が認められるとき		6 その他市長が必要と認めるとき		県計画を踏まえ修正（原災指針改正の反映）
態勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分																																			
第1次配備	災害警戒本部	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	(情報収集事態)																																			
		2 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき	(警戒事態)																																			
		3 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき																																				
		4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える数値を検出したとき																																				
		5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に相当する重要な故障が認められるとき																																				
		6 その他市長が必要と認めるとき																																				
態勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分																																			
第1次配備	災害警戒本部	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	(情報収集事態)																																			
		2 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき	(警戒事態)																																			
		3 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき																																				
		4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える数値を検出したとき																																				
		5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に相当する重要な故障が認められるとき																																				
		6 その他市長が必要と認めるとき																																				
<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p>																																					

修正前	修正案	修正理由
<p>(6) 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。</p> <p>市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境<u>(追加)</u>モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。</p>	<p>(6) 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。</p> <p>市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境<u>放射線</u>モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。</p>	県計画を踏まえた修正（文言整理）

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第4節 屋内退避・避難等の防護措置</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・涉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、産業観光班、福祉・医療班、教育班、災害対策班（各区総合事務所）</p>	<p><b>第4節 屋内退避・避難等の防護措置</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・涉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、産業観光班、福祉・医療班、教育班、災害対策班（各区総合事務所）</p>	
<p><b>1 基本方針</b></p> <p>緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避・避難等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。</p> <p>(1) 屋内退避・避難等に関する指標</p> <p>放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。</p> <p>これらの屋内退避・避難等の措置についての基準となるE A Lは<u>今後具体的に原子力事業者が定めることとなっている。また、O I Lは今後国等における検討状況によるものとする。</u></p> <p>(2) 屋内退避・避難の対応方針</p> <p>屋内退避・避難の措置については、県の地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「屋内退避・避難等に関する対応方針」に基づき実施する。</p> <p>【県の屋内退避・避難等の対応方針】</p> <p>① 県は、<u>施設敷地緊急事態</u>発生時には、市と協力し、当日の気象条件、<u>(追加)緊急時放射線予測システム</u>等の情報を勘案し、即時避難区域（P A Z）の受入先の調整、避難道路及び屋内退避をすべき区域（以下「屋内退避区域」という。）の検討を開始する。</p> <p>② 市及び県は、屋内退避・避難等の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはE A L及びO I Lの考え方に基づいて実施する。</p> <p>ただし、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。</p> <p>③ 市は、<u>必要な情報が十分に得られない場合や、予測線量を計算・推定する時間的余裕がない場合、避難時の周囲の状況等により</u><u>(追加)</u><u>避難のために立ち退きを行う</u>ことがかえって危険を伴う場合は<u>(追加)</u> 県との連携を図りながら、<u>屋内退避・避難等を行うことを</u>検討する。</p> <p>④ 市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。</p>	<p><b>1 基本方針</b></p> <p>緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避・避難等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。</p> <p>(1) 屋内退避・避難等に関する指標</p> <p>放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。</p> <p>これらの屋内退避・避難等の措置についての基準となるE A Lは<u>柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に具体的に定められている。(削除)</u></p> <p>(2) 屋内退避・避難の対応方針</p> <p>屋内退避・避難の措置については、県の地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「屋内退避・避難等に関する対応方針」に基づき実施する。</p> <p>【県の屋内退避・避難等の対応方針】</p> <p>① 県は、<u>警戒事態</u>発生時には、市と協力し、当日の気象条件、<u>環境放射線モニタリング結果、放射性物質拡散予測計算システム</u>等の情報を勘案し、即時避難区域（P A Z）の受入先の調整、避難道路及び屋内退避をすべき区域（以下「屋内退避区域」という。）の検討を開始する。</p> <p>② 市及び県は、屋内退避・避難等の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはE A L及びO I Lの考え方に基づいて実施する。</p> <p>ただし、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。</p> <p>③ 市は、<u>(削除)</u> <u>周囲の状況等により、</u><u>避難する</u> <u>ことがかえって危険を伴う場合は屋内退避することを、屋内退避することがかえって危険を伴う場合は避難することを、</u>県との連携を図りながら、<u>(削除)</u>検討する。</p> <p>④ 市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画改正の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（受入先の調整等は、警戒事態から開始するため修正・モニタリング結果も勘案するため修正、国のS P E E D I 運用停止に伴い一般的な名称に修正・情報等の有無ではなく危険</p>

修正前	修正案	修正理由
2 (略)	2 (略)	性により判断するため削除・文言整理)
<b>3 業務の内容</b>	<b>3 業務の内容</b>	
(1) 屋内退避・避難の指示等	(1) 屋内退避・避難の指示等	
① 住民等の屋内退避・避難の指示	① 住民等の屋内退避・避難の指示	
ア 避難準備区域（U P Z）の <u>(追加)</u> 屋内退避・避難の指示 <u>(追加)</u>	ア 避難準備区域（U P Z）の <u>住民等への</u> 屋内退避・避難 <u>(削除)</u> 指示等	県計画を踏まえた修正（文言整理）
(ア) 市長は、原子力事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、避難準備区域（U P Z）内の住民等に対し、速やかに屋内退避するよう指示する。	(ア) 市長は、原子力事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、避難準備区域（U P Z）内の住民等に対し、速やかに屋内退避するよう指示する。	
その際、 <u>U P Z</u> 内の自主避難者の受入を想定する際は、 <u>屋内退避計画地域（P P A）</u> 内の市指定避難所の中から受入施設を指定する。	その際、 <u>避難準備区域（U P Z）</u> 内の自主避難者の受入を想定する際は、 <u>放射線量監視地域（U P Z外）</u> の市指定避難所の中から受入施設を指定する。	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映）
(イ) 知事は、国から避難が必要と判断される区域の指導、助言、又は指示があった場合、また、独自に住民等の避難が必要と判断した場合には、避難調整を行った上で、市に対し、避難が必要と判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、 <u>市長を経由して</u> 、避難住民を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び <u>避難施設名を示す</u> とともに、 <u>(追加)</u> 避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。	(イ) 知事は、国から避難が必要と判断される区域の指導、助言、又は指示があった場合、また、独自に住民等の避難が必要と判断した場合には、避難調整を行った上で、市に対し、避難が必要と判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、 <u>(削除)</u> 避難住民を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び <u>避難経由所又は避難施設名を確認する</u> とともに、 <u>市長を経由して</u> 、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。	県計画を踏まえた修正（U P Zの避難住民は、避難経由所のほか、避難先へ直接向かうことも想定されているため修正・原災指針改正の反映）
また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。	また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。	
イ <u>屋内退避計画地域（P P A）</u> の住民等 <u>(追加)</u> の屋内退避・避難の指示 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	イ <u>放射線量監視地域（U P Z外）</u> の住民等 <u>(削除)</u> の屋内退避・避難 <u>(削除)</u> 指示等 知事及び市長は、必要に応じて <u>避難準備区域（U P Z）</u> と同様に屋内退避及び避難等の対応を実施する。	
(ア) 知事は、住民等の屋内退避が必要と判断した場合には、市に対し、屋内退避区域を速やかに通知する。	(ア) <u>(削除)</u>	
(イ) 市長は、知事から通知を受けた場合には、屋内退避区域の住民等に対し、速やかに屋内退避するよう指示する。	(イ) <u>(削除)</u>	
(ウ) 知事は、屋内退避区域の住民等の避難が必要と判断した場合には、追加措置として、市長を経由して、速やかに避難をするよう指示する。	(ウ) <u>(削除)</u>	
ウ (略)	ウ (略)	
(2) 屋内退避・避難の実施	(2) 屋内退避・避難の実施	
① (略)	① (略)	
② 避難の実施	② 避難の実施	
ア 市は、県及び受入市町村と協力し、県が調整した避難先となる受入市町村及び避難施設名、スクリーニングの場所等を示すとともに、避難先への誘導を行う。	ア 市は、県及び受入市町村と協力し、県が調整した避難先となる受入市町村及び避難施設名、スクリーニングの場所等を示すとともに、避難先への誘導を行う。	

修正前	修正案	修正理由
<p>イ 市は、県や関係機関と協力し、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討のうえ円滑に避難できる手段を指示する。</p> <p>ウ 市は、県、北陸地方整備局、東日本高速道路（株）等の道路管理者から情報提供を受け、適切な避難経路を指示するとともに、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。</p> <p>エ 自家用車両等の利用の困難な住民は、あらかじめ示した集合場所へ参集のうえ、避難用バス等で避難する。</p> <p>オ 市は、県及びバス事業者の協力により必要な避難用バスを手配する。また、必要に応じて自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力によって、空路及び海上輸送を行う。</p> <p>カ 市は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。また、戸別訪問、（追加）避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認する。</p> <p>キ 県は、住民等の避難誘導に当たり、避難市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p>	<p>イ 市は、県や関係機関と協力し、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討のうえ円滑に避難できる手段を指示する。</p> <p>ウ 市は、県、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社等の道路管理者から情報提供を受け、適切な避難経路を指示するとともに、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。</p> <p>エ 自家用車両等の利用の困難な住民は、あらかじめ示した集合場所へ参集のうえ、避難用バス等で避難する。</p> <p>オ 市は、県及びバス事業者の協力により必要な避難用バスを手配する。また、必要に応じて自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力によって、空路及び海上輸送を行う。</p> <p>カ 市は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。また、戸別訪問、避難経由所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認する。</p> <p>キ 県は、住民等の避難誘導に当たり、避難市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p>	字句整理
<p>(3) 避難の実施における関係機関等の連携</p> <p>① 県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携し可能な限り支援、協力に努めるとともに、住民等の避難誘導に当たっては、受入市町村と調整し、（追加）避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。</p> <p>② 県は、県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、あらかじめ近隣県と協議した事項に基づき、避難を実施する。</p> <p>③ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。また、道路管理者等と協力し、市長等が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。</p> <p>④ 受入市町村は、選定された（追加）避難所を開設するほか、主要道路から（追加）避難所までの誘導や（追加）避難所の運営など、市と連携して避難住民を支援する。 なお、受入市町村は、（追加）避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。</p> <p>⑤ 受入市町村は、県、県警察及び市と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。また、保健師等による巡回健康相談等も実施する。</p> <p>⑥ 受入市町村は、県及び市と協力し、避難者の動向を把握する。 また、避難者の流入により避難者（追加）の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある（追加）避難所又は新たに開設した（追加）避難所で受け入れ</p>	<p>(3) 避難の実施における関係機関等の連携</p> <p>① 県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携し可能な限り支援、協力に努めるとともに、住民等の避難誘導に当たっては、受入市町村と調整し、避難経由所又は避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。</p> <p>② 県は、県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、あらかじめ近隣県と協議した事項に基づき、避難を実施する。</p> <p>③ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。また、道路管理者等と協力し、市長等が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。</p> <p>④ 受入市町村は、選定された避難経由所及び避難所を開設するほか、主要道路から避難経由所及び避難所までの誘導や避難経由所及び避難所の運営など、市と連携して避難住民を支援する。 なお、受入市町村は、避難経由所及び避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。</p> <p>⑤ 受入市町村は、県、県警察及び市と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。また、保健師等による巡回健康相談等も実施する。</p> <p>⑥ 受入市町村は、県及び市と協力し、避難者の動向を把握する。 また、避難者の流入により避難経由所・避難所の許容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難経由所・避難所又は新たに開設した避難経由所・避難所で受け入れ</p>	県計画を踏まえた修正（まず避難経由所を目指すため追加）

修正前	修正案	修正理由
<p>れ、<u>(追加)</u>避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、県等の協力を得て必要に応じて移動のための車両を手配する。</p> <p>⑦ 放送事業者は、屋内退避・避難等の指示等があったときは、速やかに指示の内容について、正確かつ簡潔に放送する。</p> <p>⑧ 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>④ 要配慮者の支援 (略)</p> <p>⑤ 学校等施設における避難措置 (略)</p> <p>⑥ 飲食物、生活必需品等の支援 (略)</p> <p>⑦ 屋内退避・避難の解除 (略)</p>	<p>れ、<u>避難経由所・避難所</u>の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、県等の協力を得て必要に応じて移動のための車両を手配する。</p> <p>⑦ 放送事業者は、屋内退避・避難等の指示等があったときは、速やかに指示の内容について、正確かつ簡潔に放送する。</p> <p>⑧ 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行う。</p> <p><u>(4) 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施</u> 県は、国、医療機関、関係機関等の協力を得ながら、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する。</p> <p>⑤ 要配慮者の支援 (略)</p> <p>⑥ 学校等施設における避難措置 (略)</p> <p>⑦ 飲食物、生活必需品等の支援 (略)</p> <p>⑧ 屋内退避・避難の解除 (略)</p>	<p>（避難経由所）を指すため追加・字句訂正・文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難等の対象となった住民等に対するスクリーニング等を避難経路上で実施するため追加）</p>

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第5節 治安の確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・涉外班</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 警戒区域の設定等</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 市及び県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期す。</p> <p>特に、避難を勧告又は指示した区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、<u>盜難</u>等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、上越地域消防事務組合と協力し、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><b>第5節 治安の確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・涉外班</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 警戒区域の設定等</p> <p>①、② 略</p> <p>③ 市及び県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期す。</p> <p>特に、避難を勧告又は指示した区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、<u>窃盗</u>等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、上越地域消防事務組合と協力し、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	県計画を踏まえた修正（文言整理）
<p><b>第6節 (略)</b></p> <p><b>第7節 緊急輸送活動</b></p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・涉外班、土木班</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 緊急輸送活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は以下のものとする。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>緊急事態対応方針決定会議の構成員（国の現地災害対策本部長及び県の災害対策本部長、関係市町村の現地災害対策本部長等）、緊急事態応急対策要員（合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材</u></p>	<p><b>第6節 (略)</b></p> <p><b>第7節 緊急輸送活動</b></p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・涉外班、土木班</p> <p>1、2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 緊急輸送活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は以下のものとする。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等</u> <u>、緊急事態応急対策要員（合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材</u></p>	県計画を踏まえた修正（時点修正（緊急

修正前	修正案	修正理由
<p>エ～カ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 緊急輸送のための交通確保</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急性、重要度を考慮して交通規制等を行う。</p> <p>なお、災害対応に使用する車両に関しては、災対法及び原災法に基づく手続等に従い対応する。</p> <p>関係する道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、<u>原子力災害</u>合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するために必要な措置をとる。</p>	<p>エ～カ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 緊急輸送のための交通確保</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急性、重要度を考慮して交通規制等を行う。</p> <p>なお、災害対応に使用する車両に関しては、災対法及び原災法に基づく手続等に従い対応する。</p> <p>関係する道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、<u>(削除)</u> 合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するために必要な措置をとる。</p>	事態対応方針 決定会議は無 くなつたた め。))  県計画を踏ま えた修正（文 言整理）
<p><b>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</b></p> <p><b>担当：情報収集・統括班、調整・涉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原子力事業者の消火体制</li> <li>■ 救助・救急及び消火活動</li> <li>■ 海上における救助・救急対策</li> <li>■ 空からの救助・救急対策</li> <li>■ <u>緊急被ばく</u>医療の措置</li> <li>■ 安定ヨウ素剤の予防服用</li> </ul> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>緊急被ばく</u>医療の措置</p> <p>① 緊急時医療本部の設置</p> <p>県は、県災害対策本部を設置したときは、緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、<u>二次</u>被ばく医療班を編成し、<u>緊急被ばく</u>医療活動を行う。</p> <p>② 国等への応援要請</p> <p>県は、必要と認められる場合は、国、地域の基幹医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師、診</p>	<p><b>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</b></p> <p><b>担当：情報収集・統括班、調整・涉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原子力事業者の消火体制</li> <li>■ 救助・救急及び消火活動</li> <li>■ 海上における救助・救急対策</li> <li>■ 空からの救助・救急対策</li> <li>■ <u>原子力災害</u>医療の措置</li> <li>■ 安定ヨウ素剤の予防服用</li> </ul> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>原子力災害</u>医療の措置</p> <p>① 緊急時医療本部の設置</p> <p>県は、県災害対策本部を設置したときは、緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、<u>(削除)</u>被ばく医療班を編成し、<u>原子力災害</u>医療活動を行う。</p> <p>② 国等への応援要請</p> <p>県は、必要と認められる場合は、国、地域の基幹医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師、診</p>	県計画を踏ま えた修正（原 災指針改正の 反映）  県計画を踏ま えた修正（原 災指針改正の 反映）

修正前	修正案	修正理由
<p>療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。</p> <p>③ <b>緊急被ばく</b>医療活動の実施</p> <p>原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>ア 救護所の設置</b></p> <p>県は、屋内退避所及び避難所に救護所を設置し、住民に対する汚染検査、除染等を実施する。 なお、市は、救護所の運営を支援する。</p> <p><b>イ 初期被ばく医療</b></p> <p>(ア) スクリーニング班は、必要に応じて <u>(追加)</u> 放射線医学総合研究所等から派遣された<b>緊急被ばく</b>医療派遣チームの指導を受け、<u>救護所において</u> 住民 <u>(追加)</u> の汚染検査、<u>除染等</u>を行うとともに、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援する。</p> <p>(イ) 救護班は、救護所において、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を行う。</p> <p>(ウ) <u>初期被ばく医療を担う医療機関においては、被ばく患者の外来診療（拭き取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。</u></p> <p><b>ウ 二次被ばく医療</b></p> <p>二次被ばく医療班は、軽度の被ばく等を受けた者に対し、<u>県立がんセンター新潟病院に設置された二次被ばく医療施設において、二次被ばく医療を実施する。</u></p> <p><b>エ 三次被ばく医療</b></p> <p>二次被ばく医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、三次被ばく医療機関である放射線医学総合研究所に転送する。</p> <p><b>オ 要配慮者への配慮</b></p> <p>県は、<b>緊急被ばく</b>医療の実施に関して、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>④ <b>二次緊急医療施設</b>等への傷病者の搬送</p> <p><u>二次緊急被ばく医療機関（県立がんセンター新潟病院）への傷病者の搬送は、上越地域消防事務組合の救急車又は県消防防災ヘリコプターにより行う。</u></p> <p>また、県は、自ら必要と認める場合又は関係市町村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ空路による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。</p> <p>なお、<b>緊急被ばく</b>医療活動の詳細については、県の「<b>緊急被ばく医療活動実施要領</b>」に定める。</p>	<p>療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。</p> <p>③ <b>原子力災害</b>医療活動の実施</p> <p>原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。</p> <p><u>なお、原子力災害医療協力機関の登録及び原子力災害拠点病院の指定により、十分な原子力災害医療体制が確保されるまでは、従来の医療体制（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関）も維持されるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>ア 初期対応</b></p> <p>(ア) スクリーニング班は、必要に応じて<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</u>等から派遣された<b>原子力災害</b>医療派遣チームの指導を受け、<u>住民等が避難区域等から避難する際に、住民等</u>のスクリーニング及び<u>除染等</u>を行うとともに、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援する。</p> <p>(イ) 救護班は、救護所において、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を行う。</p> <p>(ウ) <u>原子力災害医療協力機関は、被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療等を行う。</u></p> <p><b>イ 原子力災害拠点病院における医療</b></p> <p>原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には線量測定、除染処置及び専門的な医療対策を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。</p> <p><b>ウ 高度被ばく医療</b></p> <p>原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療が必要とされる重篤な被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターである福島県立医科大学等に転送する。</p> <p><b>エ 要配慮者への配慮</b></p> <p>県は、<b>原子力災害</b>医療の実施に関して、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>④ <b>原子力災害拠点病院</b>への傷病者の搬送</p> <p><u>原子力災害拠点病院</u>への傷病者の搬送は、上越地域消防事務組合の救急車又は県消防防災ヘリコプターにより行う。</p> <p>また、県は、自ら必要と認める場合又は関係市町村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ空路による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。</p> <p>なお、<b>原子力災害</b>医療活動の詳細については、県の「<b>原子力災害医療マニュアル</b>」に定める。</p>	<p>県計画を踏ました修正（登録、指定未了のため）</p> <p>県計画を踏ました修正（避難等の対象となった住民等に対するスクリーニング等を避難経路上で実施することから）</p> <p>県計画を踏ました修正（原災指針改正の反映）</p>

修正前	修正案	修正理由
<p>(6) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部、県又は市町村が住民等に指示することにより服用させる。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示について、速やかに県及び重点区域を含む市町村に伝達する。</p> <p>① 事前配布された安定ヨウ素剤の服用</p> <p>県及び避難対象区域を含む市町村は、<u>国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は原子力規制委員会の判断を踏まえ</u>、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>② 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用</p> <p>県及び避難対象区域を含む市町村は、<u>国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は原子力規制委員会の判断を踏まえ</u>、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによる。</p> <p>③ 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県及び避難対象区域を含む市町村は、事態の進展が急速な場合であって、原子力規制委員会の判断を得ることができない等の事象があるときは、<u>原子力災害対策指針</u>を踏まえ、独自の判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用るべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他必要な措置を講じる。</p>	<p>(6) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部、県又は市町村が住民等に指示することにより服用させる。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示について、速やかに県及び重点区域を含む市町村に伝達する。</p> <p>① 事前配布された安定ヨウ素剤の服用</p> <p>県及び避難対象区域を含む市町村は、<u>原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき、</u>原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>② 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用</p> <p>県及び避難対象区域を含む市町村は、<u>原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき、</u>原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによる。</p> <p>③ 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県及び避難対象区域を含む市町村は、事態の進展が急速な場合であって、原子力規制委員会の判断を得ることができない等の事象があるときは、<u>原災指針</u>を踏まえ、独自の判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用るべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他必要な措置を講じる。</p>	県計画を踏まえた修正（文言整理）
<p><b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><b>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班（各区総合事務所）</b></p> <p>1 基本方針</p> <p>放射性物質及び放射線による影響は五感<u>に感じられない</u>などの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><b>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班（各区総合事務所）</b></p> <p>1 基本方針</p> <p>放射性物質及び放射線による影響は五感<u>で感じることができない</u>などの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。</p> <p>2 (略)</p>	県計画を踏まえた修正（原災指針の表記に統一）

修正前	修正案	修正理由
<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 住民等への情報伝達活動</p> <p>① 迅速かつ的確な情報提供</p> <p>市及び県は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。</p> <p>なお、広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合<u>でも</u>その旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。</p> <p>また、県は、広報した内容について、市町村及び消防本部に対して、防災行政無線等により連絡する。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④ 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者への配慮</p> <p>市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況<u>(追加)</u>(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象や放射性物質の大気中拡散予測計算結果等)、安否情報、医療機関等の情報、飲食物、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び摂取・出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、住民等の心理的動搖並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。</p> <p>⑤ 情報の一元化</p> <p>市は、原子力災害合同対策協議会の場<u>(追加)</u>を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。</p> <p>⑥、⑦ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 住民等への情報伝達活動</p> <p>① 迅速かつ的確な情報提供</p> <p>市及び県は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。</p> <p>なお、広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合<u>であっても</u>その旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。</p> <p>また、県は、広報した内容について、市町村及び消防本部に対して、防災行政無線等により連絡する。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④ 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者への配慮</p> <p>市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況<u>等</u>(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象や放射性物質の大気中拡散予測計算結果等)、安否情報、医療機関等の情報、飲食物、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び摂取・出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、住民等の心理的動搖並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。</p> <p>⑤ 情報の一元化</p> <p>市は、原子力災害合同対策協議会の場<u>等</u>を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。</p> <p>⑥、⑦ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（T V会議システムが整備され、必ずしも合同対策協議会でなくとも情報共有等が可能なため修正）</p>

修正前	修正案	修正理由
第 10 節 (略)	第 10 節 (略)	
第 11 節 防災業務関係者防護対策	第 11 節 防災業務関係者防護対策	
担当 : 情報収集・統括班、調整・涉外班	担当 : 情報収集・統括班、調整・涉外班	
1、2 (略)	1、2 (略)	
<b>3 業務の内容</b>	<b>3 業務の内容</b>	
(1) 防災業務関係者の安全確保	(1) 防災業務関係者の安全確保	
① (略)	① (略)	
② 防災業務関係者の放射線防護	② 防災業務関係者の放射線防護	
ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。	ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。	
なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。	なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る基準は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。	県計画を踏まえた修正（文言の統一）
イ 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。	イ 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。	
ウ 市の放射線防護を担う班は、原子力防災センター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。	ウ 市の放射線防護を担う班は、原子力防災センター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。	
エ 市は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。	エ 市は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。	
オ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。	オ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。	
第 12 節 (略)	第 12 節 (略)	
第 13 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	第 13 節 核燃料物質等の運搬中の事故への対応	県計画を踏まえた修正（文言整理）
担当 : 情報収集・統括班、すべての班	担当 : 情報収集・統括班、すべての班	
1、2 (略)	1、2 (略)	
<b>3 業務の内容</b>	<b>3 業務の内容</b>	

修正前	修正案	修正理由
<p>(1) 原子力事業者の活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。</p> <p>ア 消火・延焼の防止の措置</p> <p>イ 立入制限区域の設定</p> <p>ウ <u>(追加)</u> モニタリングの実施</p> <p>エ 核燃料物質による汚染・漏えいの拡大防止及び除去対策の実施</p> <p>オ 付近にいる者の避難</p> <p>カ 放射線障害を受けた者の救出・避難等の措置</p> <p>キ その他放射線障害の防止のために必要な措置等</p>	<p>(1) 原子力事業者の活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。</p> <p>ア 消火・延焼の防止の措置</p> <p>イ 立入制限区域の設定</p> <p>ウ <u>環境放射線</u>モニタリングの実施</p> <p>エ 核燃料物質による汚染・漏えいの拡大防止及び除去対策の実施</p> <p>オ 付近にいる者の避難</p> <p>カ 放射線障害を受けた者の救出・避難等の措置</p> <p>キ その他放射線障害の防止のために必要な措置等</p>	県計画を踏ました修正（字句整理）
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)	

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第3章 複合災害対策</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 複合災害時における応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■情報の収集・連絡</li> <li>↓</li> <li>■緊急時モニタリング</li> <li>↓</li> <li>■住民等への情報伝達活動</li> <li>↓</li> <li>■屋内退避・避難等</li> <li>↓</li> <li>■<b>緊急被ばく医療</b></li> <li>↓</li> <li>■緊急輸送活動</li> <li>↓</li> <li>■救助・救急及び消火活動</li> </ul> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング</p> <p>県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意する。</p> <p>① 県は、モニタリングポストが被災した場合、まず県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応する。</p> <p>また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。</p>	<p><b>第3章 複合災害対策</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 複合災害時における応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■情報の収集・連絡</li> <li>↓</li> <li>■緊急時モニタリング</li> <li>↓</li> <li>■住民等への情報伝達活動</li> <li>↓</li> <li>■屋内退避・避難等</li> <li>↓</li> <li>■<b>原子力災害医療</b></li> <li>↓</li> <li>■緊急輸送活動</li> <li>↓</li> <li>■救助・救急及び消火活動</li> </ul> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング</p> <p>県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意する。</p> <p>① 県は、モニタリングポストが被災した場合、まず県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応する。</p> <p>また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。</p>	県計画を踏まえた修正（原災指針改正の反映）

修正前	修正案	修正理由
<p>② 県は、道路の被災状況や要員の参集状況に係る情報を、<u>原子力規制委員会（原子力緊急事態においては、原子力災害対策本部）</u>に提供する等、<u>(追加)</u> モニタリング実施計画の作成に協力する。</p>	<p>② 県は、道路の被災状況や要員の参集状況に係る情報を、<u>緊急時モニタリングセンター</u>に提供する等、<u>原子力規制委員会の</u>モニタリング実施計画の作成に協力する。</p>	県計画を踏ました修正（モニタリング実施計画は、EMCの意見を踏まえて、国の原子力災害対策本部が作成するため。）
<p>③ 県は、<u>(追加)</u> モニタリング資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、<u>国及び原子力発電所立地道府県</u>に対し相互応援協定に基づき要請を行うなど、緊急時のモニタリング<u>設備や</u>体制を確保する。</p>	<p>③ 県は、<u>要員や</u>モニタリング資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、<u>緊急時モニタリングセンター長に國の動員計画による資機材の補充を要請するとともに、</u>原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング<u>削除</u>体制を確保する。</p>	
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>	
<p>(4) 屋内退避・避難等</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 屋内退避所・避難所等の運営</p> <p>ア 市は、大規模自然災害等による避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。</p> <p>イ 県は、屋内退避所・避難所等の運営において、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を超えた対応を行う。</p> <p>ウ 市及び県は、防災関係機関と協力し、屋内退避・避難等の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、<u>愛玩</u>動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。</p> <p>エ 市は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。</p> <p>オ 受入市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置する。</p>	<p>(4) 屋内退避・避難等</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 屋内退避所・避難所等の運営</p> <p>ア 市は、大規模自然災害等による避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。</p> <p>イ 県は、屋内退避所・避難所等の運営において、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を超えた対応を行う。</p> <p>ウ 市及び県は、防災関係機関と協力し、屋内退避・避難等の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、<u>家庭</u>動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。</p> <p>エ 市は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。</p> <p>オ 受入市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置する。</p>	県計画を踏ました修正（範囲の広い表現の家庭動物に記述を統一）
<p>(5) 緊急被ばく医療</p> <p>① 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。</p> <p>② 県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施に当たって、混乱が生じないよう対応する。</p> <p>③ 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の配布・服用計画を作成する。</p>	<p>(5) <u>原子力災害</u>医療</p> <p>① 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。</p> <p>② 県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施に当たって、混乱が生じないよう対応する。</p> <p>③ 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の配布・服用計画を作成する。</p>	県計画を踏ました修正（原災指針改正の反映）
<p>(6)、(7) (略)</p>	<p>(6)、(7) (略)</p>	

修正前	修正案	修正理由
<p><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p><b>第1節～第2節 (略)</b></p> <p><b>第3節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>担当：情報収集・統括班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合的な相談窓口等の設置</p> <p>市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。</p> <p>なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律 <u>(追加)</u> <u>に基づき実施することとされているほか、安全協定に基づき損害を補償する。</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p><b>第4節 (略)</b></p> <p><b>第5節 心身の健康相談体制の整備</b></p> <p>担当：福祉・医療班</p> <p>1 (略)</p>	<p><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p><b>第1節～第2節 (略)</b></p> <p><b>第3節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>担当：情報収集・統括班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合的な相談窓口等の設置</p> <p>市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。</p> <p>なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律 <u>(昭和36年法律第147号)</u> <u>に基づき実施することとされているほか、安全協定に基づき損害を補償する。</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p><b>第4節 (略)</b></p> <p><b>第5節 心身の健康相談体制の整備</b></p> <p>担当：福祉・医療班</p> <p>1 (略)</p>	県計画を踏まえた修正（文言整理）

修正前	修正案	修正理由
<p><b>2 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、国、市町村、日本赤十字社及び県医師会とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談<u>に応じるための</u>体制を整備する。</p>	<p><b>2 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、国、市町村、日本赤十字社及び県医師会とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談<u>及び健康調査を行うための</u>体制を整備する。</p>	県計画を踏ました修正（防災基本計画の反映）